

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2023年3月30日
【事業年度】	第25期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
【英訳名】	D.Western Therapeutics Institute, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日高 有一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052 - 218 - 8785
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 さや子
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052 - 218 - 8785
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 さや子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	292,924	580,527	355,586	414,424	448,100
経常利益又は経常損失 () (千円)	796,906	109,578	289,527	159,711	295,806
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 () (千円)	748,966	133,203	276,104	148,995	429,685
包括利益 (千円)	803,636	107,982	291,123	161,306	442,085
純資産額 (千円)	1,300,101	1,408,083	2,163,905	2,035,138	1,873,475
総資産額 (千円)	2,073,753	1,981,349	2,737,711	2,462,860	2,956,376
1株当たり純資産額 (円)	47.95	53.02	73.88	68.27	60.14
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失 () (円)	28.51	5.07	10.16	5.08	14.50
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	60.8	70.3	78.9	81.4	62.8
自己資本利益率 (%)	-	10.0	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	128.0	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	540,333	175,651	216,284	176,306	354,770
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,775	100,000	13,465	111,150	139,890
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	120,000	1,004,126	104,459	867,297
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,584,282	1,540,784	2,308,210	1,933,743	2,334,668
従業員数 (名)	17	17	15	19	20
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕

- (注) 1 第23期から第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 第21期、第23期から第25期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 3 第21期、第23期から第25期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	289,431	549,024	334,522	412,121	411,586
経常利益又は経常損失 () (千円)	666,281	172,648	200,950	39,043	241,322
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	970,380	171,671	201,927	240,741	386,760
資本金 (千円)	34,762	34,762	556,856	573,159	714,244
発行済株式総数 (株)	26,275,200	26,275,200	29,251,100	29,358,600	30,871,138
純資産額 (千円)	1,198,486	1,370,158	2,215,176	2,006,974	1,900,413
総資産額 (千円)	1,965,276	1,932,252	2,780,756	2,427,279	2,973,159
1株当たり純資産額 (円)	45.61	52.15	75.64	68.27	61.53
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	36.94	6.53	7.43	8.21	13.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.0	70.9	79.6	82.6	63.9
自己資本利益率 (%)	-	13.4	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	99.4	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	14	14	13	16	17
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]
株主総利回り (%)	112.1	126.8	56.4	42.2	51.2
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(84.0)	(99.3)	(106.6)	(120.2)	(117.2)
最高株価 (円)	747	725	642	350	357
最低株価 (円)	382	311	268	200	183

- (注) 1 第23期から第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 第21期、第23期から第25期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 3 第21期、第23期から第25期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(グロース市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

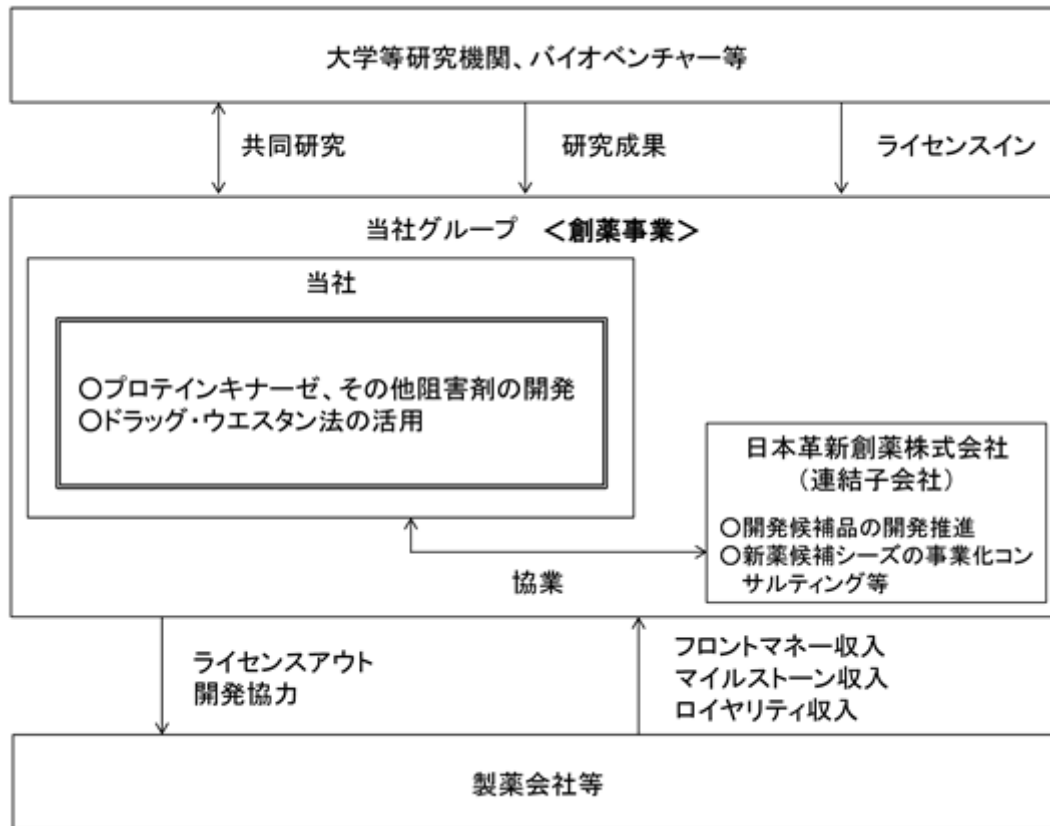
2【沿革】

年月	概要
1999年2月	医薬品研究開発を目的とした、有限会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所を愛知県名古屋市に設立（資本金5,000千円）
2002年9月	興和株式会社とK-134（閉塞性動脈硬化症）の開発及び実施契約、K-115（緑内障・高眼圧症）の開発及び実施契約を締結
2004年11月	有限会社より株式会社へ組織変更（資本金10,000千円）
2006年12月	国立大学法人三重大学と産学官連携講座共同研究契約を締結し、同大学内に「臨床創薬研究学講座」を開設
2009年10月	ジャスダック証券取引所NEO（現 東京証券取引所 グロース市場）に株式上場
2013年3月	わかもと製薬株式会社と日本におけるH-1129（緑内障・高眼圧症）の独占の実施権を許諾するライセンス契約を締結
2013年10月	K-115（緑内障・高眼圧症）の国内製造販売承認申請
2014年12月	グラナテック®点眼液0.4%（開発コード：K-115、一般名：リパスジル塩酸塩水和物）（緑内障・高眼圧症）の国内上市
2015年6月	眼科用治療剤の日本における独占の実施権を取得する導入契約を締結（開発コード：DW-1001）
2015年11月	日本革新創薬株式会社を連結子会社化
2017年4月	BBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業の譲受（開発コード：DW-1002）
2018年3月	H-1337（緑内障・高眼圧症）の米国第 相/前期第 相臨床試験開始
2019年8月	リパスジル塩酸塩水和物（フックス角膜内皮変性症）の米国第 相臨床試験のIND申請（治験許可申請）（開発コード：K-321）
2019年9月	H-1129（緑内障・高眼圧症）の開発中止
2019年12月	ロート製薬株式会社とDW-1001の日本における独占の実施権を許諾するライセンス契約を締結
2020年2月	緑内障治療剤の配合剤（リパスジル塩酸塩水和物とプリモニジン酒石酸塩）の国内第 相臨床試験開始（開発コード：K-232）
2020年4月	DW-1002（製品名：TissueBlue™）（内境界膜染色）の米国上市 株式会社メドレックスと神経疼痛治療薬 DW-5LBT の共同開発契約締結
2020年8月	DW-5LBT（帯状疱疹後の神経疼痛）の米国承認申請
2021年11月	K-232（緑内障・高眼圧症）の国内製造販売承認申請
2022年3月	DW-1001の国内第 相臨床試験開始
2022年6月	アクチュアライズ株式会社と再生医療用細胞製品DWR-2206（水疱性角膜症）の共同開発契約締結
2022年8月	K-321（フックス角膜内皮変性症）の米国第 相臨床試験開始
2022年12月	グラアルファ®配合点眼液（開発コード：K-232）（緑内障・高眼圧症）の国内上市 H-1337（緑内障・高眼圧症）の米国後期第 相臨床試験開始

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社日本革新創薬株式会社（以下、「JIT」）の2社で構成されており、プロテインキナーゼ（*）阻害剤（*）を中心とした医薬品の研究開発を行い、開発品を製薬会社等にライセンスアウトすることによって収益を獲得する創薬事業を展開しております。

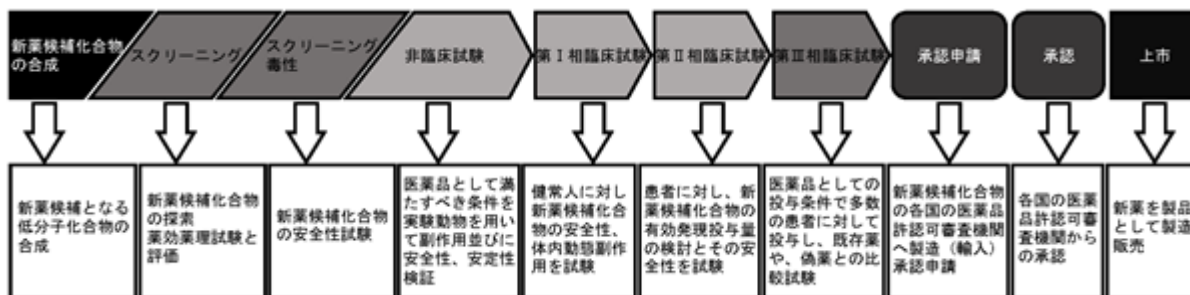
当社グループ事業の系統図は以下のとおりです。



(1) 創薬事業について

新薬開発の流れ

一般的に新薬の開発に際しては、基礎研究、非臨床試験、臨床試験、厚生労働省（あるいはアメリカ食品医薬品局（FDA）等の各国の医薬品許認可審査機関）への製造（輸入）承認申請、医薬品としての承認取得、薬価申請・収載を経て販売が開始され、患者様へ提供することが可能となります。このうち基礎研究活動は、新薬候補化合物の合成、スクリーニング（*）、スクリーニング毒性（*）の手続により実施されます。前述の基礎研究活動が終了した後、人に対する臨床試験の前に医薬品として満たすべき条件を、実験動物を用いて副作用及び安全性、安定性の検証を行う非臨床試験によって検証します。その後の臨床試験は、第Ⅰ相臨床試験、第Ⅱ相臨床試験、第Ⅲ相臨床試験の段階をもって実施されます。（下図参照）



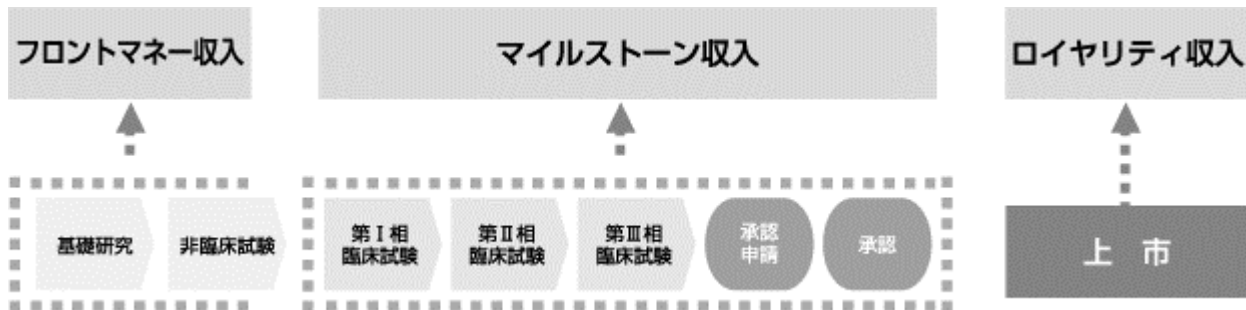
創薬事業の概要

通常、新薬の研究開発過程において、非臨床試験から臨床試験へと開発が進捗するにしたがって、開発コストは大幅に増加し、また一定規模以上の自社臨床開発体制が必要となります。

当社グループは、研究開発活動の結果として、比較的早期の開発段階において開発品を製薬会社等へライセンスアウトしておりますが、これにより、臨床開発の推進に強みを持つ製薬会社等が開発を行うこととなり、自社での開発を継続する場合に比べて、低コストでの開発体制を維持できます。

このように、当社グループの創薬事業の特徴は、一般的な医薬候補品を開発するベンチャー企業に比べ、比較的早期の研究開発段階においてライセンスアウトが達成される点にあります。これは、当社グループが基礎研究推進における独自の技術力を有していることと、その技術を基礎研究段階において十分に活用することにより効率的な研究開発が行われていることが要因と考えております。

当社グループの売上高は、主にライセンスアウト時に受領するフロントマネー収入、臨床開発進行に伴いその節目毎に受領するマイルストーン収入、製品上市（＊）後販売額の一定比率を受領するロイヤリティ収入等によるものです。既に「リパスジル塩酸塩水和物（グラナテック®点眼液0.4％（以下、「グラナテック」）、グラアルファ®配合点眼液（以下、「グラアルファ」）及び「K-321）」、「K-134」、「DW-1002」及び「DW-1001」はいずれも製薬会社にライセンスアウト済みであり、「グラナテック」、「グラアルファ」及び「DW-1002（欧州・米国等）」については、上市されロイヤリティ収入を得ております。これらのフロントマネー収入、マイルストーン収入、ロイヤリティ収入等を新規開発プロジェクトに投入することによって、次なる新規開発品の開発を進めております。



当社グループの主な売上高は、以下のもので構成されております。

売上高	内容
フロントマネー収入	ライセンスアウト時に受領する収入。契約締結時に発生するため、契約一時金とも言う。
マイルストーン収入	臨床開発進行に伴いその節目毎に受領する収入。
ロイヤリティ収入	製品上市後販売額の一定比率を受領する収入。特許を実施する際に得られる収入のため実施料、ライセンス料とも言う。

開発パイプラインについて

現在、当社グループが保有する開発パイプラインは以下のとおりです。

開発コード等	対象疾患	開発段階	地域	ライセンスアウト先
リパスジル塩酸塩水和物	グラナテック	緑内障・高眼圧症（＊）	日本、アジア（注1）	興和
	K-321	フックス角膜内皮変性症（＊）	米国	
リパスジル塩酸塩水和物 / プリモニジン酒石酸塩	グラアルファ	緑内障・高眼圧症	日本	
		内境界膜染色	欧州・米国等	DORC
DW-1002	水晶体前囊染色（＊）	上市	日本	わかもと製薬（WP-1108）
		第 相臨床試験	日本	
DW-1001	眼科用治療剤（非開示）	第 相臨床試験	日本	ロート製薬
K-134（注2）			日本	興和
H-1337	緑内障・高眼圧症	後期第 相臨床試験	米国	自社開発
DW-5LBT	帯状疱疹後の神経疼痛	申請	米国	メドレックスと共同開発（MRX-5LBT）

開発コード等	対象疾患	開発段階	地域	ライセンスアウト先
DWR-2206	水疱性角膜炎	非臨床試験	日本	アクチュアライズと共同開発(AE101)
未熟児網膜症(＊)治療薬(注3)	未熟児網膜症	臨床試験準備中	日本	子会社JIT開発

(注1) アジア一部地域において上市されております。

(注2) ライセンスアウト先の興和により、閉塞性動脈硬化症(＊)以外の適応症への応用を検討されているため、対象疾患と開発段階は記載していません。

(注3) JITは未熟児網膜症等診断薬について、アジア一部地域における独占的実施権をSplendor Health International Limitedに再許諾するライセンス契約を締結しております。

各開発パイプラインの詳細は以下のとおりです。

(イ) リバシジル塩酸塩水和物

(a) グラナテック 点眼液0.4%(対象疾患：緑内障・高眼圧症)

本開発品は、プロテインキナーゼ(＊)の一種であるRhoキナーゼ(＊)を選択的に阻害するイソキノリンスルホンアミド化合物(＊)であり、眼圧下降作用により緑内障・高眼圧症を治療する点眼剤です。緑内障治療剤における世界初の作用機序(＊)を有しており、Rhoキナーゼを阻害することにより、線維柱帯-シュレム管を介する主流路からの房水流出を促進することで眼圧を下降させます。

当社は、2002年に本開発品の全世界の権利を興和株式会社(以下、「興和」)にライセンスアウトいたしました。その後は興和により臨床試験が進められ、2014年に緑内障・高眼圧症を適応症として国内上市されました。さらに、海外展開も進められ、アジア一部地域において承認取得、販売開始されております。

(b) K-321(対象疾患：フックス角膜内皮変性症)

Rhoキナーゼ阻害剤(＊)であるグラナテックは、眼内にあるキナーゼに作用する可能性があることが示唆されており、他眼科疾患への適応可能性が検討されておりました。適応拡大に向けた取り組みとして、2019年に米国第 相臨床試験のIND申請(治験許可申請)がなされ、興和にてフックス角膜内皮変性症を適応症とした試験が進められ、その後、2022年8月に米国第 相臨床試験が開始されました。フックス角膜内皮変性症の治療法は角膜移植しか存在しないのが現状であり、有効な治療薬の開発が望まれています。

(c) グラアルファ 配合点眼液(対象疾患：緑内障・高眼圧症)

本開発品は、リバシジル塩酸塩水和物とプリモニジン酒石酸塩を含有する世界で初めての組み合わせの配合点眼剤です。2020年より、興和にて緑内障・高眼圧症を適応症として国内第 相臨床試験が行われ、2022年12月に国内上市されました。緑内障の治療は、多剤併用が標準的な治療法となりつつあります。本開発品により、アドヒアランスの向上が期待され、緑内障患者様の治療に貢献できるものと考えております。

(ロ) DW-1002(対象疾患：内境界膜染色、水晶体前嚢染色)

本開発品は、国立大学法人九州大学の研究グループが発見したBBG250(Brilliant Blue G-250)という染色性の高い色素を主成分とした眼科手術補助剤について、独占的ライセンスに基づき開発している開発品で、眼内にある内境界膜又は水晶体を保護するカプセルを一時的に安全に染色し、硝子体・白内障(＊)の手術を行いやすくするものです。当社は、2017年に本事業を譲受いたしました。

日本以外の全世界向けの独占的なサブライセンスをDutch Ophthalmic Research Center International B.V.(以下、「DORC」)に付与しており、DORCは硝子体手術時の内境界膜染色を対象として、2010年から欧州等において、この眼科手術補助剤を製造・販売しております。2020年には米国においても販売開始し、現在は、欧州・米国を含む世界76の国と地域で販売されております。

国内については、わかもと製薬株式会社(以下、「わかもと製薬」)に独占的サブライセンスを付与しており、わかもと製薬は硝子体手術時の内境界膜染色、白内障手術時の水晶体前嚢染色を対象として、製造販売承認取得に向けて開発を進めております。

(八) DW-1001 (対象疾患：非開示)

本開発品は、2015年に英国企業から導入した眼科用治療剤です。

他の疾患を適応症として既に市販されている化合物を眼科適応への適応拡大を目指す、いわゆるリポジショニングの手法での開発を目指しており、開発のコスト並びにリスクは相対的に低くなることが期待されます。

2019年に日本における独占的実施権をロート製薬株式会社（以下、「ロート製薬」）にライセンスアウトいたしました。ロート製薬では、非臨床試験を進め、2022年3月に国内第 相臨床試験を開始し、12月に良好な結果で終了いたしました。現在、国内第 相臨床試験の準備が進められております。

(二) K-134 (対象疾患：検討中)

本開発品は、1993年より当社創業者と大塚製薬株式会社（以下、「大塚製薬」）の共同研究により、血管内膜肥厚抑制作用（*）を併せ持つ抗血小板剤（*）として開発が開始されました。

本開発品の全世界での権利は、2002年に大塚製薬より当社へ全て譲渡され、当社は同年に全世界の権利を興和にライセンスアウトしました。その後は興和により、閉塞性動脈硬化症に伴う間歇性跛行（*）症状を対象疾患として開発が行われておりましたが、2014年に終了した国内後期第 相臨床試験の結果を総合的に検討した結果、閉塞性動脈硬化症を適応症とした開発は中止されました。他適応症への応用につきましては、興和にて検討されております。

(ホ) H-1337 (対象疾患：緑内障・高眼圧症)

本開発品は、プロテインキナーゼ阻害剤を中心とする当社化合物ライブラリー（*）のシード化合物を基にして最適化された、緑内障・高眼圧症を対象疾患とする開発品です。当社初となる自社臨床開発を行っており、2018年に米国第 相/前期第 相臨床試験を終了いたしました。試験結果は良好で、有効性の主要評価項目で本開発品の有効性が確認され、安全性に関して重篤な有害事象は認められませんでした。2022年12月に、米国後期第 相臨床試験の治験届を提出いたしました。

また、適応拡大の研究を進めており、滲出型加齢黄斑変性に対する治療効果、並びに肺高血圧に対する治療効果も動物試験において確認されております。

(ヘ) DW-5LBT (対象疾患：帯状疱疹後の神経疼痛)

本開発品は、イオン液体を利用した株式会社メドレックス（以下、「メドレックス」）の独自技術ILTS（Ionic Liquid Transdermal System）を用いた新規のリドカイン（*）テープ剤であり、リドカインパップ剤Lidodermの市場をターゲットとして開発が進められております。メドレックスが帯状疱疹後の神経疼痛治療薬として開発を進めており、当社は2020年に共同開発を開始いたしました。2020年に米国FDA（米国食品医薬品局）に承認申請いたしました。2021年に審査完了報告通知を受領いたしました。承認取得のために必要であると指摘を受けた追加試験は良好な結果で終了しており、2023年前半に再申請する予定です。

(ト) DWR-2206 (対象疾患：水疱性角膜症)

本開発品は、水疱性角膜症を適応症とした再生医療用細胞製品で、培養ヒト角膜内皮細胞とROCK阻害剤を含有した懸濁液を前房内に注入し、角膜内皮の再生の治療に用いられます。アクチュアライズ株式会社が開発を進めており、当社は2022年に共同開発を開始いたしました。当社初となる再生医療品であり、現在、国内臨床試験に向けた準備を進めております。

(チ) 未熟児網膜症治療薬 (対象疾患：未熟児網膜症)

本開発品は、国立大学法人東京農工大学及び東京バイオマーカー・イノベーション技術研究組合により見出され、未熟児網膜症発症の重要な原因であることが患者様で確認されている蛋白質を阻害する化合物です。他の疾患を適応症として既に市販されている化合物を本適応症への適応拡大を目指す、いわゆるリポジショニングの手法での開発を目指しており、開発のコスト並びにリスクは相対的に低くなることが期待されます。

子会社JITが未熟児網膜症の診断薬に関する特許も含めて権利を有しており、2020年には、未熟児網膜症等診断薬に関する特許について、アジア一部地域（中華人民共和国、香港行政特別エリア、台湾地域）における独占的実施権を、Splendor Health International Limitedに再許諾するライセンス契約を締結いたしました。

研究プロジェクトについて

当社グループは、プロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の創出を行っております。プロテインキナーゼを対象とする疾患は様々ですが、特に眼科関連疾患に注力した研究を推進しております。また、自社の創薬基盤技術を活かし、他社との提携を積極的に推進しております。

主なプロジェクトとしては、眼科関連疾患や神経系、呼吸器系疾患等を対象としたシグナル伝達阻害剤開発プロジェクトを当社開発研究所（国立大学法人三重大学の研究施設）において行っております。また、共同研究として、ユビエンス株式会社との標的タンパク質（*）分解誘導薬プロジェクト、SyntheticGestaltとの炎症系・中枢系疾患を対象にしたキナーゼ阻害剤のAI創薬プロジェクト等、複数のプロジェクトを進めております。

創薬事業における当社グループ技術と研究開発の特徴について

創薬事業における当社グループ技術と研究開発の特徴は以下のとおりです。

（イ）プロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の創製

当社グループは主にプロテインキナーゼ阻害剤を中心とした研究開発を進めております。

プロテインキナーゼは、細胞の分化、増殖等の細胞内情報伝達（*）機能を担っている重要な酵素であるとされており、そのプロテインキナーゼに対し、有望な新薬候補品である阻害剤を投与することによって治療効果を高めるのが当社グループの開発の特徴であります。

当社は、有望な新薬候補品を創製するために、独自に開発した化合物ライブラリーを保有しており、これらの開発過程で蓄積したデータやノウハウを活用して、新薬候補化合物を合成しておりますが、これらの技術力が高いことから有効な新薬候補化合物が見つかる可能性が高いと考えております。

（ロ）当社独自の標的タンパク質の同定（*）方法であるドラッグ・ウエスタン法（*）の活用

当社は、ドラッグ・ウエスタン法という独自に開発した方法を使って、新薬候補化合物の標的タンパク質を同定しております。生物学の分野では、標的タンパク質を同定するために様々な方法が利用されてきましたが、当社は、それらを踏まえて医薬品開発への応用を図り、ドラッグ・ウエスタン法を完成させました。

この方法の活用により、他の手法を活用した際に困難である新薬候補化合物の標的タンパク質の特定が容易になるほか、1回のスクリーニングで多数の標的タンパク質を同定することが可能です。既存の方法に対して、生物材料や化合物の消費量が少ないこと、スクリーニングの操作が単純であり短時間で完了すること等の長所を持ちます。

ドラッグ・ウエスタン法を活用した際の効果は、以下のとおりと考えられます。

- a. 有効性：高い有効性を持つ新薬候補化合物の開発の可能性が高まります。新薬候補化合物の標的タンパク質を早期に同定することによって、その新薬候補化合物の作用機序が明らかになり、その結果から、有効な新薬候補化合物の開発へとつなげていくことが可能になると考えております。
- b. 安全性：副作用や他の医薬品との相互作用の予測により、高い安全性を持つ新薬候補化合物の開発の可能性が高まります。早期に標的タンパク質を同定することによって、副作用が起こるメカニズムの推測もしやすくなり、それにより、安全性の高い新薬候補化合物の開発が可能となります。また、作用メカニズムが明らかになることにより、他の薬剤との併用の可能性の分析がしやすくなり、薬としての利用機会の拡大とリスクの低減につながりやすいと考えます。

既にこの方法を用いて、当社グループのパイプラインの「K-134」についても標的タンパク質が同定されました。

（ハ）細胞内情報伝達研究に由来する分子薬理学（*）に関する経験及びノウハウの活用

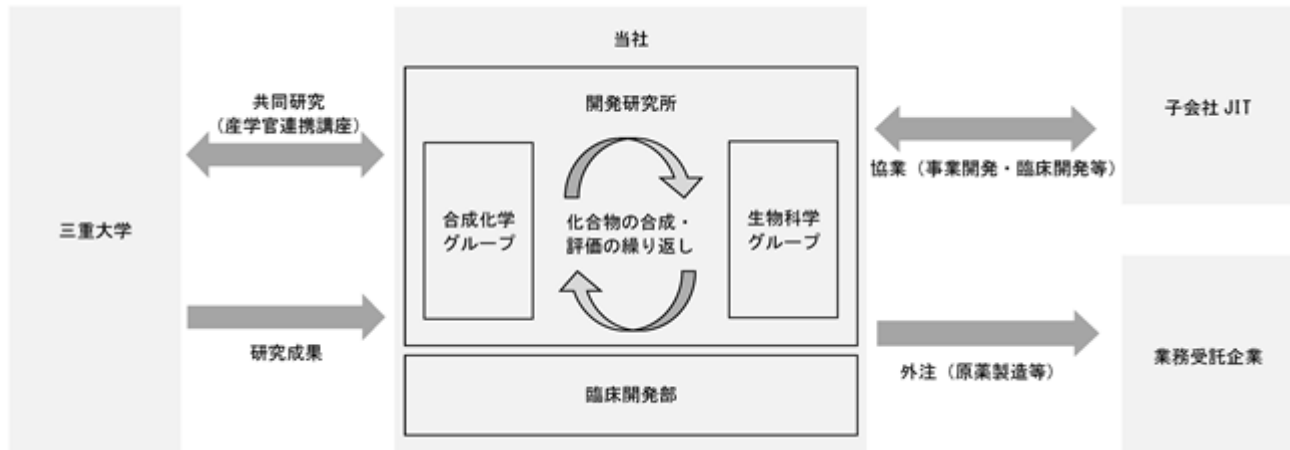
当社グループの創業者は、長年にわたって細胞内情報伝達の研究活動及び創薬活動に従事してきており、その研究・創薬活動の中で、これまでに製薬会社と共同で2つの上市薬の誕生に貢献しております。当社グループは、こうした活動において獲得した経験とノウハウを基盤に、研究開発活動を行い、2014年には当社設立以来初の上市薬が誕生いたしました。

当社グループの新薬の開発は、この分子薬理学に関する経験及びノウハウを駆使し、新薬候補化合物を設計し、合成することによって開始されております。ここで合成された新薬候補化合物の薬理的傾向は、過去の分子薬理学に関する経験及びノウハウからある程度予測することが可能であるため、その予測を基に効率的な研究開発が可能になると考えております。

(二) 提携関係を活用した研究開発体制

当社グループは、国立大学法人三重大学との産学官連携講座（後述「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」参照）による共同研究等の提携関係を構築し、技術の取り込みを図り研究活動を進めております。また、研究開発の推進に向けては、業務受託企業等外部の企業を積極的に活用しております。こうした企業外部との提携関係を活用することによって、効率的な研究開発体制を構築することが可能となっております。

当社グループと外部機関との関係図（研究開発体制）



<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

* Rhoキナーゼ

タンパク質リン酸化(＊)酵素(プロテインキナーゼ)の1つであり、Rho-ROCK経路を介する多彩な細胞応答の制御機構に関与する酵素です。

* イソキノリンスルホンアミド化合物

当社が開発している化合物の有する骨格(形)の名称です。

* 化合物ライブラリー

当社が長年にわたり蓄積してきた新薬候補化合物のタネとなる化合物群です。これらの化合物の一つ一つが特徴的な性質を有しており、基礎研究や新薬候補化合物発見に利用されます。

* 間歇性跛行

閉塞性動脈硬化症により引き起こされる典型的な症状です。一般に下肢筋肉への動脈血供給を妨げる閉塞性病変が原因となって血流障害が引き起こされ、歩行運動に伴って虚血性の疼痛を発生させます。この疼痛は一定の運動負荷で引き起こされ、安静により数分以内に緩和される特徴があります。跛行症状の治療には、下肢血行動態の改善を目的とした監視下運動療法、薬物療法及び血行再建術があります。

* 血管内膜肥厚抑制作用

血管内膜肥厚とは、血管壁の損傷により血管壁が厚くなることであり、その結果血液の流路が細くなり、血行障害が生じやすくなります。この血管内膜肥厚を抑制することは動脈硬化を防ぐためには重要であると考えられており、その抑制作用を血管内膜肥厚抑制作用と言います。

* 抗血小板剤

血小板(血液の成分の1つで血液の凝固や止血に重要な役割を果たしている成分)が有する機能の1つである凝集機能を阻害(抑制)する薬です。

* 細胞内情報伝達

神経刺激やホルモン等の細胞外からのシグナル(信号)を細胞内の必要な箇所へ伝えるシステムのことを言います。細胞内シグナル伝達とも言います。

* 作用機序

薬物が作用する仕組みのことを言います。近年では薬物作用の明確化の重要性が高まっており、この作用機序の解明が新薬開発において注目されております。

* 上市(じょうし)

新薬が承認され、実際に市場に出る(市販される)ことを言います。

* 水疱性角膜症

角膜内皮細胞が障害を受け、角膜浮腫が起こり、角膜が白く濁って視力が著しく低下する病気。フックス角膜内皮ジストロフィ、白内障や緑内障等の眼科手術により角膜内皮細胞が減少することが原因にあげられます。治療法は角膜移植手術になります。

* スクリーニング

新薬を開発するには、多数の候補化合物の中から、効果があり安全性が高いものを選び出すことが必要となります。このような多数の化合物から新薬の候補を探す一連の流れをスクリーニングと言います。

* スクリーニング毒性

細菌を用いる復帰突然変異試験(化学物質による、発癌性を含めた遺伝子に与える変化である変異原性を、細菌を用いてテストする試験)、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験(明確な染色体構造を持たない細菌においては、染色体異常を検出できないため、人為的に生体外で培養したほ乳動物の細胞を用いて、染色体に対する遺伝毒性がないかをテストする試験)及びほ乳類を用いる28日間の反復毒性試験(ラット等の動物に一定期間毎日反復投与したときに現れる生体機能及び形態の変化を観察する試験)によって検出される毒性を指します。

* 阻害剤

生体内の様々な酵素分子に結合して、その酵素の活性を低下もしくは消失させる物質を指します。化学物質が特定の酵素の活性を低下もしくは消失させることにより、病気の治療薬として利用されることがあります。

* タンパク質リン酸化

タンパク質にリン酸基を移転する化学反応であり、タンパク質の働きを調節すると考えられております。

* 同定

単離した化学物質等の標的が何であるかを決定することを指します。

* ドラッグ・ウエスタン法

薬物の標的タンパク質の同定に用いられる手法で、当社がバイオテクノロジーを応用して発明し、特許を有しております。煩雑なタンパク質精製プロセスを介さずに、薬物が結合する少量のタンパク質を検出し、その遺伝子を特定することにより標的タンパク質を同定することができる方法です。

* 白内障

水晶体が白く濁り、視力障害を引き起こす病気です。主な原因は加齢によるもので、症状が進行している場合には、濁った水晶体を取り除き、眼内レンズを挿入する手術が行われます。日本では年間およそ120万件の手術が行われています。

* 標的タンパク質

薬物が作用する対象となるタンパク質を標的タンパク質と呼びます。生体においては多くのタンパク質が相互に作用することによって様々な機能を果たしており、多くの病気が特定のタンパク質の異常な働きによって引き起こされております。これらの病気には、これらのタンパク質を標的タンパク質として、その異常な動きを抑制する薬剤が有効となりうると考えられております。

* フックス角膜内皮変性症

角膜内皮細胞に障害がおき、角膜浮腫・混濁が生じ、視力が低下していく疾患です。欧米で多くみられ、日本では患者数が少ないとされています。現在の治療法は角膜移植しか存在せず、有効な治療薬の開発が望まれています。

* プロテインキナーゼ

ATP（アデノシン三リン酸と言われ、体内で作られる高エネルギー化合物）等、生体においてエネルギーの元となる低分子物質等のリン酸基を、タンパク質分子に転移する（リン酸化）酵素です。一般にリン酸化を触媒する酵素をキナーゼと呼び、特にタンパク質をリン酸化するキナーゼをプロテインキナーゼと言います。

* 分子薬理学

薬理学とは、薬物が生体に対してどのような作用により、影響・効果を発揮しているかを調べたり、薬物を用いて生体の機能を明らかにしたりする学問のことです。分子薬理学とは、その薬理学の調査の対象を生物の化学的性質を失わない最小の構成単位、つまり遺伝子のレベルで調べる学問です。

* 閉塞性動脈硬化症

動脈硬化（動脈壁が肥厚し硬化した状態）により、主として下肢の大血管が慢性的に閉塞することによって、軽い場合には冷感、重症の場合には下肢の壊死にまで至ることがある病気を言います。軽度の場合には抗血小板剤が処方されることが多く、症状が悪化するにつれて他の薬剤を使用します。

* 未熟児網膜症

低出生体重児（未熟児）は、出生後保育器で高酸素下の環境におかれませんが、その後通常的环境に戻された際、その環境に適応するため、急激に血管を産生しようと努めます。それは網膜においても起こり、急激な血管産生の結果、脆い異常な血管が形成されることで網膜剥離につながり、最終的には失明に至ることがある疾患です。現在は、レーザー照射による治療が行われていますが、必ずしも視力が戻るわけではなく、満足されている治療というわけではありません。

* リドカイン

神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。

* 緑内障・高眼圧症

緑内障とは、視神経と視野に特徴的变化を有し、通常、眼圧を十分に下降させることにより視神経障害を改善もしくは抑制しうる眼の機能的構造的異常を特徴とする疾患です。適切に治療されずに放置すると視野狭窄から失明に至る疾患であり、日本の中途失明原因の第一位（2005年）となっております。また、高眼圧症とは、視野狭窄が無いものの、眼圧が正常値を超えている病態です。

現在、緑内障のエビデンスに基づいた唯一確実な治療法は、「眼圧を下降すること」とされており、原発開放隅角緑内障（広義）に対する治療では、薬物治療が第1選択とされております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本革新創薬株式会社 (注) 1、2	名古屋市中区	100,000	創薬事業	77.89	業務委受託 資金の貸付 役員の兼任あり

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)
20

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 当社グループの事業は創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17	46.4	10.4	6,098

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3 当社の事業は創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合は組成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

「日本発の画期的な新薬を世界へ」という理念のもとに設立された当社グループは、設立以降プロテインキナーゼ阻害剤研究の知見から得た独自の科学技術を基に医薬品の研究開発を行っております。また、近年は他社からの開発パイプラインの導入を行い、従来に比してより有用な医薬品を早期に患者の皆様を提供することを目的に事業を推進しております。

当社グループは、新薬開発の上流である基礎研究から臨床開発までに経営資源を集中させ、創薬パイオベンチャーの先導企業を目指します。

(2) 経営戦略

一般的に新薬が開発されて最終的に患者の皆様が届くまでには、10年以上の期間と多額の開発費用を要し、成功する確率も高くはありません。

このような中、当社グループは、自社技術を基とした研究型の事業を行うとともに、これらの研究の成果の価値を高めるため、研究のみではなく開発も行う研究・開発型へとシフトしております。また、自社新薬の継続的な研究開発以外にも他社からのインライセンスを積極的に進めることによる開発パイプラインの拡充にも取り組むことにより、ライセンスアウトによる収入（すなわち、フロントマネー収入、マイルストーン収入、ロイヤリティ収入）の最大化を目指してまいります。

(3) 経営環境

近年の新薬開発は、従来の低分子医薬品だけではなく、抗体医薬品や核酸医薬品、再生医療等を用いた新しいアプローチ方法によるバイオ医薬品の研究開発などが行われており、技術革新が進んでいます。その結果、各社は新しい技術の特徴（治療の効果、副作用、費用対効果等）を把握し、最適な医薬品の開発を行うため、パイプライン拡充や他社との協業等、競争力強化に取り組んでおります。

このような状況の下、当社グループは新薬の継続的な創出と開発パイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (1)事業の内容について 当社グループの事業活動に関する事項 (レ) 災害・感染症等に関する事項」に記載のとおりであります。

(4) 目標とする経営指標

当社グループの事業である医薬品の開発は、基礎研究から上市に至るまでの期間が長期間にわたり、また、先行投資型のビジネスモデルであるため、財務諸表などの一般的な経営指標の設定は適さないと考えております。

そのため、当社グループでは、開発パイプラインの本数とその進捗状況を経営指標として設定しております。収益力の高い新薬候補化合物の創製やインライセンス、臨床開発の推進に取り組むことで、今後もこれら開発パイプラインの拡充を目指し、研究開発活動に経営資源を投下する方針です。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題と施策は以下のように考えております。

開発パイプラインの拡充

新薬開発の成功確率は年々低下しており、保有する開発パイプラインが様々な理由で開発の遅延や中断、中止等になるリスクがあります。そのリスクに対応するためには、開発パイプラインを拡充することが必要であると考えております。基礎研究による新薬候補化合物の発見を一層推進するとともに、様々な開発ステージで構成された複数の開発パイプラインを保有するため、大学や企業等からのインライセンス活動を積極的に進めてまいります。

事業領域の拡大

当社グループは、自社の財務状況を踏まえて、比較的早期のライセンスアウトを目指しておりますが、ライセンスアウト時の収益性の向上が重要であると考え、非臨床試験以降の自社開発の取り組みを進めております。今後も、この事業領域の拡大に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

既にライセンスアウトが完了している開発パイプラインの開発支援

安定的な経営基盤の構築のため、既に製薬会社にライセンスアウトされている開発パイプラインに対し、製薬会社との協力体制の下、順調な臨床試験の推進を支援し、当該開発パイプラインの早期上市を図ってまいります。

また、現在、当社グループが保有する開発パイプラインの多くはパートナーが決まっておりますが、開発パイプラインの拡充をしていく過程で、製薬会社等との新たな協業を戦略的に進めてまいります。

基盤技術の応用

当社グループは、新薬候補品を創製できることが大きな強みであるバイオベンチャーです。自社の強みを最大限に発揮するために、独自の基盤技術であるプロテインキナーゼ阻害剤の創製に注力するとともに、その技術を活かしつつ、他社との提携を積極的に進めております。また、新薬候補品のポテンシャルを最大限活かすためにプロテインキナーゼ阻害剤が応用される領域での適応拡大の検討を進めてまいります。

財務基盤の充実

当社グループは、今後も付加価値の高い収益構造を生み出すことを目指し、保有する開発パイプラインのステージアップや開発パイプラインの拡充を図る予定であります。そのために必要に応じて、金融・資本市場からの資金調達を実施することにより、当社グループの財務基盤の充実を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項記載以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。対応策については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」も併せてご参照ください。

また、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業の内容について

当社グループの医薬品の研究開発に関する事項

(イ) 研究開発の不確実性に関する事項

当社グループは医薬品開発を主業務としております。一般的に、医薬品の研究開発期間は、基礎研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、相当規模の研究開発投資が必要と考えられております。さらに、その成功の可能性は、他産業に比して極めて低いものとされております。従って、当社グループのライセンスアウト済パイプライン及び新規開発品にも、かかるリスクは付随しており、医薬品としての安全性・有効性が確認され上市に至るかどうかは不確定であり、新規開発品についても想定通りに開発が進められるとは限りません。これらのライセンスアウト済パイプライン及び新規開発品の不確実性は、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ロ) 医薬品業界の競合関係に関する事項

当社グループが参画する医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による競争が激しい状態にあります。また、その技術革新は急速に進んでいる状態にあります。従って、これら競合相手との、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ハ) 副作用に関する事項

医薬品は、臨床試験段階から上市後に至るまで、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、信用力の失墜、訴訟の提起等により、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ニ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」）その他の規制に関する事項

当社グループが参画する医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬機法及び薬事行政指導、その他関係法令等により、様々な規制を受けております。

医薬品は基礎研究から製造販売承認等を取得するに至るまでには、多大な開発コストと長い年月を必要としますが、品質、有効性及び安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない場合には、承認が計画通り取得できず、上市が困難になる可能性があります。これは新規開発品を他社にライセンスアウトする場合も同様であり、薬機法その他の規制により、当初計画した条件でのライセンスアウトもしくはライセンスアウトそのものが困難になる可能性があります。

このような事象が生じた場合、また、将来各国の薬機法等の諸規制に大きな変化が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ホ) 製造物責任に関する事項

医薬品事業においては、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において製造物責任を負う可能性があり、製造物責任にかかる多額の負担金の支払い等により、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

当社グループの事業活動に関する事項

(イ) 提携関係に関する事項

当社グループは研究開発の各段階において広範な提携関係を構築し、それによって固定費の増加を回避しつつ専門性の高い技術の取込みを図っております。当社グループは自社の研究開発人員とこれらの提携関係により、戦略的かつ柔軟な研究開発体制を構築しており、さらにその他の事業活動においても様々な提携関

係等を構築しております。これらの提携関係に変化が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

当社グループでは、今後も事業基盤の強化、効率的な新薬開発の実現に向けて、広範な提携関係の構築を検討してまいります。しかしながら、期待通りに提携関係が構築できない可能性があります。

(ロ) 大学との共同研究実施に関する事項

当社グループは、国立大学法人三重大学（以下、「三重大学」）との間で産学官連携講座共同研究契約に基づく共同研究を実施しております。

当該共同研究にかかる当社グループの費用負担については、三重大学との協議により、当社グループが共同研究に派遣する民間等共同研究員の人数に応じた研究料及び当該共同研究において必要と見込まれる直接経費について、共同研究費として三重大学に支払っております。当該費用については、契約期間内に支払うことになっており、契約期間に対応して費用計上しております。なお、共同研究における活動状況に応じて生じる追加費用等については、相互協議による契約変更の手続きにより追加支払いを行う場合もあります。

当社グループは、今後においても当社グループの事業基盤である共同研究を継続していく方針であり、相応の共同研究費を負担することになりますが、医薬品の研究開発活動は既述の通り不確実性が高い性質を有しており、現時点では収益基盤も不安定であるため、当該研究費を吸収するだけの収益が継続的に発生しなかった場合、もしくは予期せぬ研究開発活動中の事故、外的要因や自然災害による事故が発生し、当該共同研究実施が困難になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ハ) ライセンスアウトに関する事項

当社グループは、中期事業計画に基づき、開発品のライセンスアウトに伴うフロントマネー収入及びライセンスアウトした薬剤の開発工程で計上するマイルストーン収入、製品上市後販売額の一定比率を受領するロイヤリティ収入を収益基盤としております。

(a) ライセンスアウトに伴う収益計上時期にかかわるリスク

ライセンスアウト後に当該開発品の開発スケジュールが変更となる等により、ライセンスアウトによる収入を受領する事業年度が当社グループ予想と異なる場合、又は、ライセンスアウトを予定している開発品に関して、ライセンスアウトを達成する時期が変更となったり、ライセンスアウトそのものが困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(b) 開発品の開発中断及び中止にかかわるリスク

ライセンスアウト後に当該開発品の開発が中断及び中止等になり、それ以降のライセンスアウトによる収入が得られなくなる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(c) 開発品の販売開始後の売上変動リスク

製造販売承認後の販売計画はライセンスアウト先に依存しており、ライセンスアウト先において、販売計画の変更や経営環境の悪化等により販売計画を達成できない等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(二) 特定の契約先からの収入への依存に関する事項

当社グループのライセンス契約に基づく収入は、ライセンスアウト先への依存度が高いビジネスモデルとなっております。

ライセンスアウト先との契約は、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載した契約期間において有効であります。しかしながら、今後、当社グループがライセンスアウトした開発品をライセンスアウト先が当初計画通りに開発推進する保証はありません。従いまして、当社グループがライセンスアウトした開発品について、ライセンスアウト先の研究開発活動に計画変更や停止が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ホ) 契約に基づく支払義務の負担に関する事項

当社グループは開発パイプラインに関する提携企業等との契約において、販売に至る前の開発段階及び販売開始後に提携先等に対する支払義務を負っている場合があります。これらの対価の支払形態は、創薬バイオベンチャー企業の事業の性質上当然のものと認識しておりますが、この結果として、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ヘ) 子会社に関する事項

当社は、2015年より子会社を有しておりますが、子会社における事業活動が計画通りに進展しない場合、また事業展開に伴う開発費用の増加等が発生する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、子会社に関して提携企業等と共同出資等の資本関係を有していることがありますが、提携企業等との関係に変化が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ト) 小規模組織であることについての事項

当社グループは、当連結会計年度末において、従業員20名の小規模な組織であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっております。今後においては、組織規模に応じた適切な水準を維持、強化するとともに、内部管理体制の一層の充実を図る方針であります。

(チ) 人材の確保及び育成に関する事項

当社グループの事業活動は、経営陣、事業を推進する各部門の責任者や構成員等に強く依存しております。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、このような人材確保又は育成が順調に進展しない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(リ) 資金調達に関する事項

当社グループは、医薬品開発のための継続した研究開発活動の実施に伴い、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していく方針であります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、資金調達の機動的な実施が困難な場合、当社グループの資金繰りや事業活動等に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ヌ) 配当政策に関する事項

当社は創業以来配当を実施しておらず、また、当事業年度末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。当面は内部留保に努め、研究開発活動の継続的实施に備えることを優先していく方針ですが、株主への利益還元を重要な経営課題として、その時点における経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する所存であります。しかしながら、今後も利益を安定的に計上できない場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

(ル) 為替変動リスクに関する事項

当社グループは、事業活動をグローバルに展開しており、海外での研究開発活動や海外企業とのライセンス等において外貨建取引が存在しますが、特段の為替リスクヘッジは行っておりません。そのため、大幅な為替変動が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(ロ) 医療費抑制について

日本では医療費抑制策として、医療用医薬品の薬価引き下げや、ジェネリック医薬品の使用促進等の施策が行われております。海外においても、先進国を中心として薬剤費の引き下げの圧力が高まっています。今後の医療費政策の動向が当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(ワ) 重要な契約に関する事項

「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載しております契約のうち、特に当社グループの研究開発体制の維持のためには三重大学との契約が重要であり、現パイプラインについては各ライセンスアウト先との契約が重要であります。三重大学及び各ライセンスアウト先とは契約の継続性に支障がない関係にあるものの、将来、契約内容の変更、期間満了、解除その他何らかの理由により契約の終了が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(カ) 知的財産権に関する事項

当社グループは研究開発活動等において様々な知的財産権を使用しており、これらは当社グループ所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しております。

なお、当連結会計年度末において当社グループが保有している特許権及び特許出願は全部で11種類あります。

しかしながら、当社グループが保有している出願中の特許が全て成立する保証はありません。また、特許が成立した場合でも、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発により、当社グループの特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常に存在しております。当社グループの特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社グループ事業の継続、財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、当連結会計年度末において、当社グループの開発に関する特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生した事実はありません。当社グループは、他者の特許権の侵害を未然に防止するため特許調査を実施しておりますが、当社グループのような研究開発型企业にとって知的財産権の問題を完全に回避するのは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社グループ事業の継続、財政状態及び経営成績に重大な影響が及び可能性があります。

(ヨ) 訴訟等に関する事項

当社グループは当連結会計年度末において訴訟は提起されておりませんが、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、この結果、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及び可能性があります。

(タ) 情報管理に関する事項

当社グループは、事業の過程において技術、営業に関しての機密情報を保持し、また一定の個人情報を有しています。これらの情報の流出リスクを低減するために、当社グループは、役職員、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結する等、厳重な情報管理に努めております。しかしながら、万一これらの情報が外部に漏えいした場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(レ) 災害・感染症等に関する事項

当社グループの各事業所又は当社グループの取引先、関係する医療機関並びにその地域等について、地震や台風等の自然災害や火災等の事故の発生、感染症の蔓延等により、事業活動の停止・制約等が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症については、当社グループの事業への大きな影響はなく、現時点で顕在化している重大なリスクはありません。しかし、今後も新型コロナウイルス感染拡大が継続し、当社グループの研究所及び外部委託先従業員等の罹患や移動制限等により研究開発活動が遅延、停滞した結果、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及び可能性があります。当社グループは、感染症対策としてマスク着用・消毒等衛生対策のほか、WEB会議の活用・不要不急の出張の自粛等の対策を実施しております。

(2) 業績等に関する事項

経営成績について

当社グループの売上高は、ライセンスアウト時に受領するフロントマネー収入、ライセンスアウトされた開発品の一定の進捗により受領するマイルストーン収入、上市によってもたらされるロイヤリティ収入等により得られます。当社グループは現在上市された薬剤を2つ保有しているため、毎期継続的な収入が計上されると見込んでおりますが、ロイヤリティ収入はライセンスアウト先の売上高に依存するため、将来に期待していた収入が見込めない可能性があります。また、フロントマネー収入、マイルストーン収入は、ライセンスアウト及び開発品の一定の進捗の有無により、毎期経常的に計上されているものではなく、不安定に推移しております。従いまして、過年度の経営指標及び今後開示される業績は、期間業績比較を行うための材料として、さらに今後の当社グループ業績を予測する材料としては不十分な面があります。

当社グループは、医薬品の研究開発とライセンスアウトを推進することによって、将来の継続的な黒字化を目指しておりますが、保有する開発パイプラインの価値を向上させるため積極的な先行投資を実施することにより、業績は赤字の傾向があります。従いまして、2019年12月期を除き、親会社株主に帰属する当期純利益、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスであり、将来において親会社株主に帰属する当期純利益、営業活動によるキャッシュ・フローがプラスにならない可能性もあります。

マイナスの利益剰余金が計上されていることについて

当社グループは創薬バイオベンチャー企業であり、ライセンスアウト済パイプラインが上市し、ロイヤリティ収入等の安定的な収入を確保し、その収入が研究開発費等の費用の合計を上回るまでは、連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上することになります。

当社グループは開発パイプラインの拡充、ライセンスアウトの実施、ライセンスアウトが完了した開発品の上市に向けた臨床開発支援活動を行うことにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに親会社株主に帰属する当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社グループの事業が計画通りに進展せず、親会社株主に帰属する当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの利益剰余金がプラスとなる時期が遅れる可能性があります。

業績予想に関する事項

当社グループは、連結会計年度毎に業績予想を公表しています。しかし、事業や経済環境の変化及び不確実性等の予測不可能な要因により、これら業績予想や目標を期限内に達成することや、目標を維持することが困難になる可能性があります。

資金繰りについて

当社グループの事業計画が計画通りに進展しない等の理由から、想定したタイミングで資金を確保できなかった場合には資金不足となり、当社グループの資金繰りの状況によっては、事業存続に影響が及び可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

当連結会計年度末において、当社グループは税務上の繰越欠損金を有しております。そのため、当社グループの業績が順調に推移する等、繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることになり、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失及びキャッシュ・フローに影響が及び可能性があります。

(3) その他

調達資金の使途に関する事項

増資を中心とした調達資金の使途については、開発パイプラインの拡充をしていくための研究開発資金及び事業運転資金に充当する予定です。

但し、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が当社グループの収益に結び付くには長期間を要する一方で、研究開発にかかる成果が得られない場合もあるため、調達した資金が投資家の期待している収益に結び付かない可能性があります。

新株予約権に関する事項

当社は2022年7月19日付で、ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権の発行を行いました。これらの新株予約権の目的となる株式数は当連結会計年度末において新株予約権付社債3,971,326株、新株予約権1,887,600株の合計5,858,926株となり、発行済株式総数の19.0%に相当します。当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新株予約権の行使は、原則として新株予約権者の判断によるため、市場における当社株価の動向によりましては、当該新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。そのため、予定された資金が調達されるまでに一定の時間を要する可能性や、予定された資金が調達できない可能性があります。さらに、新株予約権付社債は、株式への転換が進まなかった場合には、償還期日（2027年12月27日）において残存する新株予約権付社債につき額面での一括償還が必要となります。当該新株予約権の行使が進まず、当該新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途資金調達方法の検討を進める可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度において、当社グループは新薬の継続的な創出と開発パイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進いたしました。

上市品2品（緑内障治療剤「グラナテック 点眼液0.4%（以下、「グラナテック」））、眼科手術補助剤「DW-1002」）については、ライセンスアウト先において順調に販売されております。特に「DW-1002」については、販売数量の増加並びに円安の影響を受け、大幅な増収で推移いたしました。また、緑内障・高眼圧症治療剤の新規配合点眼剤「グラアルファ 配合点眼液（リパズジル塩酸塩水和物とプリモニジン酒石酸塩、開発コード：K-232）（以下、「グラアルファ」）」が、9月に国内製造販売承認を取得し、12月に販売開始されました。当社はロイヤリティを受領いたしますので、中長期の収益基盤の強化に繋がりました。

開発パイプラインについては、3月に眼科用治療剤「DW-1001」の国内第 相臨床試験が開始され、12月に良好な結果で終了いたしました。現在、第 相臨床試験の準備が進められております。また、開発パイプラインの拡充策の一つとして、6月にアクチュアライズ株式会社（以下、「アクチュアライズ」）と水疱性角膜症を対象疾患とした再生医療用細胞製品「DWR-2206」の共同開発契約を締結し、開発を進めております。さらに、8月にフックス角膜内皮変性症治療剤「K-321」の米国第 相臨床試験が開始されました。10月には、神経疼痛治療薬「DW-5LBT」の追加試験の詳細についてFDAと合意したため、追加試験を実施いたしました。試験は良好な結果を得ましたので、2023年前半に再申請する予定です。12月には、自社開発品である緑内障治療剤「H-1337」の米国後期第 相臨床試験の試験届を提出いたしました。

研究プロジェクトについては、眼科関連疾患を中心に新薬候補化合物の探索のための研究開発活動及び他社との共同研究を推進いたしました。12月には、ラクオリア創薬株式会社と同社のイオンチャネル創薬技術を活用し眼疾患治療薬創製に向けた共同研究を開始いたしました。また、子会社日本革新創薬株式会社（以下、「JIT」）においては、11月に学校法人同志社同志社大学から許諾を受けていた角膜内皮治療薬の独占的实施権をアクチュアライズに譲渡し、権利譲渡による対価（一時金）を受領いたしました。

以上の結果、当連結会計年度においては、売上高は前期実績及び当初業績予想を上回って着地し、各開発パイプラインは順調にステージアップいたしました。

売上高については、各上市品のロイヤリティ収入、「DW-1001」のマイルストーン収入及び角膜内皮治療薬の権利譲渡による一時金受領等により、合計448百万円（前期比8.1%増）を計上し、売上原価に27百万円（前期比37.2%増）を計上いたしました。

販売費及び一般管理費については、726百万円（前期比28.4%増）となりました。その内訳は、研究開発費が「H-1337」の臨床試験準備費用の増加等により469百万円（前期比48.5%増）、その他販売費及び一般管理費が256百万円（前期比2.8%増）となりました。

これらにより、営業損失は305百万円（前期営業損失171百万円）となりました。また、経常損失は営業外収益に為替差益33百万円、営業外費用に支払手数料13百万円及び新株発行費10百万円を計上したこと等により、295百万円（前期経常損失159百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は特別損失144百万円を計上したことにより、429百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失148百万円）となりました。

財政状態の状況

総資産は、前連結会計年度末から493百万円増加し、2,956百万円となりました。流動資産は、前連結会計年度末から496百万円増加し、2,659百万円となりました。固定資産は、前連結会計年度末から3百万円減少し、297百万円となりました。

負債は、前連結会計年度末から655百万円増加し、1,082百万円となりました。流動負債は、前連結会計年度末から17百万円増加し、211百万円となりました。固定負債は、前連結会計年度末から637百万円増加し、871百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末から161百万円減少し、1,873百万円となりました。この結果、自己資本比率は62.8%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前連結会計年度末に比べ400百万円増加し、2,334百万円となりました。

なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は354百万円（前期は176百万円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失440百万円があったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は139百万円（前期は111百万円の支出）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出130百万円及び有形固定資産の取得による支出9百万円があったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は867百万円（前期は104百万円の支出）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出120百万円があった一方で、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入900百万円及び新株予約権の行使による株式の発行による収入99百万円があったこと等によるものです。

生産、受注及び販売の実績

（イ）生産実績

該当事項はありません。

（ロ）受注実績

該当事項はありません。

（ハ）販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬事業	448,100	108.1
合計	448,100	108.1

（注）1 当連結会計年度の主な販売実績は、ロイヤリティ収入です。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Dutch Ophthalmic Research Center International B.V.	170,098	41.0	220,662	49.2
興和株式会社	172,289	41.6	170,924	38.1
Glaukos Corporation	69,733	16.8	-	-

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は下記のとおりであります。なお、当社グループは、創薬事業の単一事業であるため、セグメント別の業績に関する記載を省略しております。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による当連結会計年度における経営成績等への大きな影響はありませんでした。

財政状態の分析

(イ) 資産

総資産は、前連結会計年度末から493百万円増加し、2,956百万円となりました。流動資産は、前連結会計年度末から496百万円増加し、2,659百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が400百万円、売掛金が69百万円増加したこと等によるものです。固定資産は、前連結会計年度末から3百万円減少し、297百万円となりました。主な要因は、投資有価証券が31百万円、工具、器具及び備品が2百万円増加した一方で、契約関連無形資産が41百万円減少したこと等によるものです。

当連結会計年度末における現金及び預金は2,334百万円であり、今後の現金及び預金の残高推移については十分に注視しつつ、研究開発活動を推進してまいります。

(ロ) 負債

負債は、前連結会計年度末から655百万円増加し、1,082百万円となりました。流動負債は、前連結会計年度末から17百万円増加し、211百万円となりました。主な要因は、限度貸付契約変更に伴う返済期間延長により、1年内返済予定の長期借入金が9百万円減少した一方で、未払金が22百万円増加したこと等によるものです。固定負債は、前連結会計年度末から637百万円増加し、871百万円となりました。要因は、長期借入金が97百万円減少した一方で、転換社債型新株予約権付社債が734百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末における借入金の残高は233百万円であり、引き続き効率的な研究開発活動を推進してまいります。

(ハ) 純資産

純資産は、前連結会計年度末から161百万円減少し、1,873百万円となりました。主な要因は、転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使等により資本金が141百万円、資本剰余金が141百万円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が429百万円減少したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は62.8%となりました。

経営成績の分析

(イ) 売上高、売上原価

売上高は、「グラナテック」、「グラアルファ」、「DW-1002（欧州・米国等）」のロイヤリティ収入、「DW-1001」のマイルストーン収入及び角膜内皮治療薬の権利譲渡による一時金受領等により、合計448百万円（前期比8.1%増）を計上し、売上原価に27百万円（前期比37.2%増）を計上いたしました。特に「DW-1002」は、販売数量の増加並びに円安の影響を受け、大幅な増収で推移いたしました。また、「グラアルファ」は12月に販売開始され、中長期の収益基盤の強化に繋がりました。

(ロ) 販売費及び一般管理費、営業利益

(a) 研究開発費

当社グループの研究開発費は、自社創製品を発明している基礎研究と保有する全ての開発品の開発を進める臨床開発で使われているものに大別されますが、臨床開発をどのステージまで行うか、どの程度の規模で行うかによって費用が大きく増減します。当連結会計年度における研究開発費は、「H-1337」の米国後期第相臨床試験の準備、「DWR-2206」の開発費用、自社創製品の発明のための基礎研究並びに他社との共同研究を推進したこと等により、469百万円（前期比48.5%増）となりました。

なお、当社グループのライセンスアウト済みパイプラインの研究開発費は、「DW-1002（日本）」の一部を除いてライセンスアウト先の資金により賄われており、当社グループにおいて研究開発費負担は発生しておりません。

(b) その他販売費及び一般管理費

その他販売費及び一般管理費は、主に研究開発費以外の本社費用等となります。当連結会計年度においては、256百万円（前期比2.8%増）となりました。

これらにより、営業損失は305百万円（前期営業損失171百万円）となりました。

(ハ) 経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益

経常損失は営業外収益に為替差益33百万円、営業外費用に支払手数料13百万円及び新株発行費10百万円を計上したこと等により、295百万円（前期経常損失159百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は特別損失144百万円を計上したことにより、429百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失148百万円）となりました。

キャッシュ・フローの分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。当社グループは、事業活動の結果得られた資金（ライセンス契約に基づくフロントマネー収入、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入等）、並びに金融機関からの借入、金融・資本市場からの資金調達により得た資金を主な財源とし、医薬品の研究開発を進めております。新薬開発に関わる研究開発活動は長期間を要するため、資金需要の発生時に機動的に対応できるよう資金の流動性を確保しております。当社グループの現在の財政状態及びキャッシュ・フローの展望を勘案し、自社研究施設は引き続き所有しない方針を継続します。

なお、当連結会計年度末における借入金の残高は233百万円であります。また、当連結会計年度においては転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の行使による株式の発行による資金調達を行っており、現金及び現金同等物の残高は2,334百万円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と相違する場合があります。なお、連結財務諸表の作成にあたって採用している会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しておりますが、特に、以下の重要な会計方針が連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (1)事業の内容について 当社グループの事業活動に関する事項 (レ)災害・感染症等に関する事項」に記載のとおりであります。現時点において、新型コロナウイルス感染症による当社グループの事業への影響は限定的な範囲にとどまるものと仮定して、重要な会計上の見積りを行っております。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(投資有価証券及び関係会社株式の評価)

当社では、投資有価証券及び関係会社株式の実質価額の下落の有無を確認し、帳簿価額に対して著しく下落している場合は、回復の可能性が合理的に認められる場合を除いて評価損を計上することとしております。回復の可能性は事業計画や市場環境等を踏まえて判断しておりますが、実質価額の下落が明らかになった場合、減損処理が必要となる可能性があります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、保有する開発パイプラインの変動であると考えております。この変動とは、保有する開発パイプラインの新規のライセンスアウト、新規開発パイプラインの導入、開発パイプラインの臨床開発の中止・失敗・期間延長及びライセンス契約の解約等が想定されます。これらの状況により当社グループの経営成績は大きく変動いたします。

なお、事業展開上のリスクについては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

現在、当社は上市品である「グラナテック」、「DW-1002」等複数の上市品を有しており、保有する開発パイプラインの開発も順調に進んでおります。「グラナテック」の有効成分であるリパスジル塩酸塩水和物とプリモニジン酒石酸塩の新規配合点眼剤「グラアルファ」は、12月に国内上市され、「グラナテック」の適応拡大としてフックス角膜内皮変性症を対象に開発が進められている「K-321」は、米国第 相臨床試験が開始されました。また、新たに再生医療用細胞製品「DWR-2206」の共同開発を開始し、開発パイプラインの拡充に繋がりました。開発が順調であることは、当社の企業価値に影響するだけでなく、当社の保有する基盤技術の証明になるものと考えており、開発パイプラインの本数とその進捗状況を経営指標として設定しております。開発パイプラインの本数とその進捗状況については、「第1 企業の概要 3 事業の内容」をご参照ください。

このような中、経営者の問題認識としては、今後当業界において有益な開発パイプラインの創製もしくは保有することがより一層重要になると考えております。このため、当社グループは「開発パイプラインの拡充」と「事業領域の拡大」をテーマとして、魅力ある開発パイプラインの創製、他社からの開発パイプラインの導入と自社による臨床開発を進めております。特に「H-1337」は当社にとって最も重要な開発パイプラインであり、臨床試験に注力してまいります。

今後の方針としては、これまでの取り組みを継続して、当社グループの開発パイプラインの充実を図っていくと共に、保有する開発パイプラインが上市され、患者の皆様への満足度の高い治療の提供と当社収益額の向上を図ってまいります。

なお、経営環境及び対処すべき課題等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

(1)当社が締結する契約

ライセンス契約及び共同開発契約

開発コード	契約先	契約締結日	契約期間	主な契約内容
リバスジル塩 酸塩水和物 (グラナテック、K-321、 グラアル ファ)	興和株式会社	2002年9月11日	契約締結日から実 施料の支払が満了 する日まで	全世界における開発、製造、使用及び販売 の再実施許諾権付き独占的实施権を許諾す る。 実施権の対価として、フロントマネー、マ イルストーン及びロイヤリティを受領す る。
K-134 (注)	興和株式会社	2002年9月11日	契約締結日から実 施料の支払が満了 する日まで	全世界における開発、製造、使用及び販売 の再実施許諾権付き独占的实施権を許諾す る。 実施権の対価として、フロントマネー、マ イルストーン及びロイヤリティを受領す る。
DW-1001	英国企業	2015年6月2日	契約締結日から製 品販売後10年、も しくは全ての特許 満了のいずれか遅 い時点まで	日本における眼科領域の開発、製造、使用 及び販売の再実施許諾権付き独占的实施権 を取得する。 実施権の対価として、フロントマネー、マ イルストーン及びロイヤリティ等を支払 う。
	ロート製薬株式 会社	2019年12月12日	契約締結日から製 品販売後10年、も しくは全ての特許 満了のいずれか遅 い時点まで	日本における眼科領域の開発、製造、使用 及び販売の再実施許諾権付き独占的实施権 を許諾する。 実施権の対価として、フロントマネー、マ イルストーン及びロイヤリティを受領す る。
DW-1002	株式会社ヘリオ ス	2017年1月31日	契約の期間の定め なし	当社は、株式会社ヘリオスよりBBG250を含 有する眼科手術補助剤にかかる事業を譲り 受ける。 本事業譲受の対価として、一時金のほか、 開発や導出の進展等に伴い、マイルスト ーンの支払いが発生する可能性がある。
	国立大学法人九 州大学、株式会 社ヘリオス	2017年4月28日	2017年4月30日か ら特許権の存続期 間の満了日まで	国立大学法人九州大学と株式会社ヘリオス 間で締結していた包括実施許諾契約書にお ける株式会社ヘリオスの地位を当社が承継 し、国立大学法人九州大学からBBG250に関 する特許権の再実施許諾権付独占的通常実 施権を当社が許諾を受ける。 許諾の対価として、当社は、国立大学法人 九州大学に対して一定の実施料を支払う。

(注) 本開発品の特許は当社が保有しておりますが、過去に大塚製薬株式会社が開発していたものであり、同社が負担した本開発品にかかる諸費用の清算金として、パイプラインの開発の進捗等に応じた金額を当社が支払う旨、2001年2月22日付で当社と大塚製薬株式会社との間で合意しております。但し、支払額の上限は5億円になります。

開発コード	契約先	契約締結日	契約期間	主な契約内容
DW-1002	わかもと製薬株式会社	2014年12月3日	契約締結日から特許権の存続期間の満了日まで、以降一方当事者による終了の通知がなければ2年間毎の自動継続	日本における内境界膜染色及び水晶体前囊染色についてのBBG250を含有する医薬品の開発、使用、販売に関する独占的通常実施権を許諾する。 許諾の対価として、一時金のほか、一定の実施料の支払いを受ける。
	Dutch Ophthalmic Research Center International B.V.	2009年9月9日	2009年9月4日から2025年12月6日まで	日本以外の全世界におけるBBG250を含有する医薬品の開発、製造、製造委託、輸入、使用、市場取引、販売、流通に関する独占的実施権を許諾する。 許諾の対価として、一定の実施料の支払いを受ける。
DW-5LBT	株式会社メドレックス	2020年4月16日	契約締結日から成果分配金の支払が満了する日まで	株式会社メドレックスと「DW-5LBT」の米国における開発を共同で行う。 当社は、本契約締結後の事業化の進捗状況に応じて、マイルストーンを支払う。 製品の上市後、株式会社メドレックスは、当社に対し一定の成果分配金を支払う。
DWR-2206	アクチュアライズ株式会社	2022年6月30日	契約締結日から全ての収益の分配が完了する日まで	アクチュアライズ株式会社と「DWR-2206」の日本における開発を共同で行う。 当社は、日本における開発費用を負担する。 全世界における本製品に関連して得られる収益は、一定の割合で分配される。

共同研究

契約先	契約締結日	契約期間	主な契約内容
国立大学法人三重大学	2009年12月25日	2010年1月1日から2023年12月31日	教育研究活動の活性化、当社の研究開発業務の支援を目的として、産学官連携講座を設置する。当該講座における共同研究により得られる知的財産権の帰属は、本契約に従い、当社、国立大学法人三重大学の各研究者が単独で発明したものはそれぞれの単独所有となり、両者共同で発明したものは協議の上貢献度を踏まえて両者間の共有となる。

その他の契約

契約書名	契約先	契約締結日	契約期間	主な契約内容
株主間契約書	ロート製薬株式会社	2015年11月13日	2015年11月13日から契約当事者いずれか一方が日本革新創薬株式会社の株式を保有しなくなるか契約当事者同士が契約書の終了を合意するまで	当社とロート製薬株式会社は、日本革新創薬株式会社に共同で出資し、新たに発行する株式の60%を当社、40%をロート製薬株式会社が引き受けする。 ロート製薬株式会社は、一定の条件のもと保有する株式について当社に買取りを請求することができる。

契約書名	契約先	契約締結日	契約期間	主な契約内容
金銭消費貸借契約証書	株式会社みずほ銀行	2017年2月16日	返済期日： 2023年12月31日	無担保・無保証 借入金額600百万円 本借入においては、遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。
限度貸付契約書	株式会社みずほ銀行	2020年4月16日	返済期日： 2029年9月30日	コミットメント期間付タームローン 借入限度額200百万円 無担保・無保証 本借入においては、遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。
限度貸付契約書	株式会社みずほ銀行	2022年6月30日	返済期日： 2030年6月30日	コミットメント期間付タームローン 借入限度額440百万円 無担保・無保証 本借入においては、遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。

(2) 連結子会社である日本革新創薬株式会社が締結する契約
ライセンス契約

開発コード	契約先	契約締結日	契約期間	主な契約内容
未熟児網膜症治療薬・診断薬	国立大学法人東京農工大学	2015年4月27日	2015年4月27日から特許期間満了日まで	国立大学法人東京農工大学の特許出願した「未熟児網膜症の治療又は予防剤、未熟児網膜症の検査方法及び未熟児網膜症の治療又は予防物質のスクリーニング方法」の持分の半分を日本革新創薬株式会社に譲渡する。 日本革新創薬株式会社は、当該特許の再実施許諾権付き独占的实施権を取得する。 日本革新創薬株式会社は、実施権の対価として、ロイヤリティ収入等を支払う。

5【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動はプロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の研究開発を行っております。基礎研究から臨床開発までに経営資源を集中させるほか、それを支える研究開発体制の整備に努めております。当連結会計年度における研究開発費は469百万円となっており、以下に記載のとおり研究開発活動を実施いたしました。

(1) 研究開発の特徴について

プロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の創製

当社グループは主にプロテインキナーゼを中心とした阻害剤の研究開発を進めております。

プロテインキナーゼは、細胞の分化、増殖等の細胞内情報伝達機能を担っている重要な酵素であるとされており、そのプロテインキナーゼに対し、有望な新薬候補品である阻害剤を投与することによって治療効果を高めるのが当社グループの開発の特徴であります。

当社は、有望な新薬候補品を創製するために、独自に開発した化合物ライブラリーを保有しており、これらの開発過程で蓄積したデータやノウハウを活用して、新薬候補化合物を合成しておりますが、これらの技術力が高いことから有効な新薬候補化合物が見つかる可能性が高いと考えております。

当社独自の標的タンパク質同定方法であるドラッグ・ウエスタン法の活用

当社は、ドラッグ・ウエスタン法という独自に開発した方法を使って、新薬候補化合物の標的タンパク質を同定しております。生物学の分野では、標的タンパク質を同定するために様々な方法が利用されてきましたが、当社は、それらを踏まえて医薬品開発への応用を図り、ドラッグ・ウエスタン法を完成させました。

この方法の活用により、他の手法を活用した際に困難である新薬候補化合物の標的タンパク質の特定が容易になるほか、1回のスクリーニングで多数の標的タンパク質を同定することが可能です。既存の方法に対して、生物材料や化合物の消費量が少ないこと、スクリーニングの操作が単純であり短時間で完了すること等の長所を持ちます。

既にこのドラッグ・ウエスタン法を用いて、当社グループのパイプラインの「K-134」についても標的タンパク質が同定されました。

細胞内情報伝達研究に由来する分子薬理学に関する経験及びノウハウの活用

当社創業者は、長年にわたって細胞内情報伝達の研究活動及び創薬活動に従事してきており、その研究・創薬活動の中で、これまでに製薬会社と共同で2つの上市薬の誕生に貢献しております。当社グループは、こうした活動において獲得した経験とノウハウを基盤に、研究開発活動を行い、2014年には当社設立以来初の上市薬が誕生いたしました。

当社グループの新薬の開発は、この分子薬理学に関する経験及びノウハウを駆使し、新薬候補化合物を設計し、合成することによって開始されております。ここで合成された新薬候補化合物の薬理的傾向は、過去の分子薬理学に関する経験及びノウハウからある程度予測することが可能であるため、その予測を基に効率的な研究開発が可能になると考えております。

(2) 当社グループ研究開発体制について

当社グループは、効率的な研究開発を可能とするための当社グループ体制と社外提携関係による研究開発協力体制を構築しております。

当社グループ研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、当社開発研究所（生物科学、合成化学及び開発企画管理の各グループによって構成）において新薬候補化合物探索活動等を行うほか、臨床開発部が子会社JITと協力して製薬会社等との情報交換及びライセンスアウトに関する業務、事業開発及び臨床開発に関する業務を行っております。

社外提携関係

当社グループは、国立大学法人三重大学との産学官連携講座による共同研究等の提携関係を構築し、それによって固定費の増加を回避しつつ、技術の取り込みを図っております。また、基礎研究における原薬の製造や毒性試験等の実施だけでなく、自社開発の推進においても、業務受託企業を積極的に活用しております。

(3) 研究開発活動について

自社開発品につきましては、「H-1337」の米国後期第 相臨床試験の準備を進め、12月に治験届を提出いたしました。共同開発品である「DW-5LBT」は、承認取得のために必要であると指摘を受けた追加試験を実施し、良好な結果を得ましたので、2023年前半に再申請する方針です。また、6月にアクチュアライズ株式会社と再生医療用細胞製品「DWR-2206」の共同開発契約を締結し、開発を進めました。

創薬研究においては、新薬候補化合物の創製に向けて、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトを進め、眼科関連疾患を中心に研究活動を行いました。また、他社との共同研究も推進しており、12月にラクオリア創薬株式会社と同社のイオンチャネル創薬技術を活用し眼疾患治療薬創製に向けた共同研究を開始いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、各ライセンスアウト先において販売及び開発が進められました。「グラナテック」は2月にシンガポール、6月にマレーシアで販売開始されました。また、新規配合点眼剤「グラアルファ（リパスジル塩酸塩水和物とプリモニジン酒石酸塩）」は、12月に国内販売開始されました。

「DW-1001」は3月に国内第 相臨床試験が開始され、12月に良好な結果で終了いたしました。現在、第 相臨床試験の準備が進められております。さらに、「K-321」は8月に米国第 相臨床試験が開始されました。また、子会社JITにおいては、11月に学校法人同志社同志社大学から許諾を受けていた角膜内皮治療薬の独占的实施権をアクチュアライズに譲渡し、権利譲渡による対価（一時金）を受領いたしました。

当社グループは、既にライセンスアウトされている開発品に対し、ライセンスアウト先の製薬会社との協力体制の下、順調な臨床試験の推進を支援し、当該開発品の早期上市を図るべく取り組んでおりますが、研究開発費（「DW-1002（日本）」の一部を除く）はライセンスアウト先の資金により賄われており、当社において研究開発費負担は発生しておりません。

各開発パイプラインに関する詳細は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (名古屋市中区)	本社業務	3,758	2,376	940	7,075	6
開発研究所 (三重県津市)	研究用施設	0	3,077	46	3,123	11

- (注) 1 本社は賃借しており、年間賃借料は7,143千円であります。
2 従業員数は、就業人員であります。
3 開発研究所は国立大学法人三重大学医学部内に設置しております。

(2) 国内子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
日本革新創薬 株式会社	開発研究所他 (京都府木津川市 他)	研究用施設 他	-	892	42	934	3

- (注) 1 各事業所は賃借しており、年間賃借料は1,800千円であります。
2 従業員数は、就業人員であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,442,000
計	48,442,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,871,138	31,323,266	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100 株であります。
計	30,871,138	31,323,266	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
決議年月日	2022年6月30日
新株予約権の数(個)	40 [36]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,971,326 [3,574,198] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	185 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月19日 至 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(円)	734,693,880 [661,224,492]

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を（注）2.（2）記載の転換価額で除して得られる最大整数とする。

但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初185円とする。但し、転換価額は（注）2.（3）(a)乃至(e)の定めるところに従い調整される。

(3) 転換価額の調整

(a) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、（注）2.（3）(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(b) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（注）2.（3）(d) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合（かかる株式の発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。）、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（注）2.（3）(d) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション（かかるストック・オプションの発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。）を発行する場合を除く。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（（注）2.（3）(b)において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（（注）2.（3）(b)乃至(e)と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における（注）2.（3）(d) に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、(注)2.(3)(b) による転換価額の調整が修正日に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして(注)2.(3)(b) の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、(注)2.(3)(b) 又は上記()による転換価額の調整が修正日に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの(注)2.(3)(d) に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(注)2.(3)(b) 乃至 ()における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額((注)2.(3)(b)における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(注)2.(3)(b) 乃至 ()の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(注)2.(3)(b) 乃至 ()に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、(注)2.(3)(b) 乃至 ()の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(c) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、(注)2.(3)(b)乃至(e)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、(注)2.(3)(b)乃至(e)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

(e) (注) 2.(3)(b)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(f) (注) 2.(3)(a)乃至(e)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注)1.記載の株式の数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第11回新株予約権
決議年月日	2022年6月30日
新株予約権の数(個)	18,876 [18,326]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,887,600 [1,832,600] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	185 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月19日 至 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1.新株予約権の目的となる株式の数

(1)本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,432,400株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに交付する数(以下、「交付株式数」という。)は、100株とする。)

但し、(注)1.(2)乃至(5)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3)当社が(注)2.(3)の規定に従って、行使価額((注)2.(2)に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2.(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(4)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)2.(3)(b)及び(e)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2.新株予約権の行使時の払込金額

(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初185円とする。但し、行使価額は(注)2.(3)の定めるところに従い調整されるものとする。

(3)行使価額の調整

(a)当社は、当社が本新株予約権の発行後、(注)2.(3)(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(b)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注) 2.(3)(d) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合(かかる株式の発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。)、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(注) 2.(3)(d) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション(かかるストック・オプションの発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。))を発行する場合を除く。)する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式等の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価((注)2.(3)(b)において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該修正日における(注)2.(3)(d)に定める時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、(注)2.(3)(b)による行使価額の調整が修正日に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして(注)2.(3)(b)の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、(注)2.(3)(b)又は上記()による行使価額の調整が修正日に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの(注)2.(3)(d)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(注)2.(3)(b)乃至()における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額((注)2.(3)(b)における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(注) 2.(3)(b)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(注) 2.(3)(b)乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、(注) 2.(3)(b)乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(c)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、(注) 2.(3)(b)乃至(e)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、(注) 2.(3)(b)乃至(e)に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

(e)(注) 2.(3)(b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(f)(注) 2.(3)(a)乃至(e)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本新株予約権の払込金額の総額を、(注) 1.記載の株式の数で除した額とする。

- (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- (3)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注)3.(2)記載の資本金等増加限度額から(注)3.(2)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年5月10日(注)1	16,800	26,275,200	4,762	3,370,042	4,762	3,360,042
2018年5月11日(注)2	-	26,275,200	3,335,279	34,762	1,225,937	2,134,104
2020年5月14日(注)3	36,900	26,312,100	6,808	41,570	6,808	2,140,913
2020年8月11日～ 2020年12月31日(注)4	2,939,000	29,251,100	515,285	556,856	515,285	2,656,198
2021年1月1日～ 2021年3月31日(注)4	54,200	29,305,300	8,387	565,244	8,387	2,664,586
2021年5月13日(注)5	53,300	29,358,600	7,915	573,159	7,915	2,672,501
2022年5月12日(注)6	74,200	29,432,800	7,902	581,061	7,902	2,680,403
2022年9月9日～ 2022年12月31日(注)7	1,438,338	30,871,138	133,183	714,244	133,183	2,813,586

(注)1 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

発行価格 567円

資本組入額 283円50銭

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)3名、当社子会社取締役(社外取締役を除く)4名

2 2018年3月29日開催の第20期定時株主総会決議に基づき、2018年5月11日付で減資の効力が発生し、資本金が3,335,279千円、及び資本準備金が1,225,937千円それぞれ減少しております。

3 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

発行価格 369円

資本組入額 184円50銭

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)3名

4 新株予約権の行使による増加であります。

5 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

発行価格 297円

資本組入額 148円50銭

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)2名、当社子会社取締役(社外取締役を除く)4名

6 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

発行価格 213円

資本組入額 106円50銭

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)2名、当社子会社取締役(社外取締役を除く)4名

7 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使及び新株予約権の行使による増加であります。

8 2023年1月1日から2023年2月28日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が452,128株、資本金及び資本準備金がそれぞれ41,835千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	27	60	18	48	13,425	13,579	-
所有株式数 (単元)	-	828	33,067	2,054	1,690	661	270,363	308,663	4,838
所有株式数 の割合 (%)	-	0.27	10.71	0.67	0.55	0.21	87.59	100.0	-

(注) 自己株式100株は、「個人その他」に1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自 己株式を除 く。) の総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
日高 弘義	愛知県名古屋市千種区	3,128,800	10.13
日高 有一	愛知県名古屋市千種区	2,863,600	9.27
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	932,064	3.01
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号	704,300	2.28
a u カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号	596,100	1.93
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目 4 番地	437,000	1.41
日高 邦江	愛知県名古屋市千種区	300,000	0.97
五十畑 輝夫	栃木県栃木市	260,200	0.84
木村 重二郎	静岡県浜松市西区	166,700	0.53
渡辺 淳	静岡県浜松市北区	161,700	0.52
計	-	9,550,464	30.93

(注) 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,866,200	308,662	-
単元未満株式	普通株式 4,838	-	-
発行済株式総数	30,871,138	-	-
総株主の議決権	-	308,662	-

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社デ・ウエスタ ン・セラピテクス研究所	愛知県名古屋市中区 錦一丁目18番11号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 譲渡制限付株式報酬の権利失効により無償取得した株式であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	184	-

(注)1 当期間における取得自己株式184株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

2 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの無償取得による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	100	-	284	-

(注)当期間における保有自己株式数には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの無償取得による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は創業以来配当を実施しておらず、また、当事業年度末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。当面は内部留保に努め、研究開発活動の継続の実施に備えることを優先していく方針ですが、株主への利益還元を重要な経営課題として、その時点における財政状態及び経営成績を勘案しつつ利益配当を検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合には、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を最大化し、株主をはじめ、すべてのステークホルダーから信頼される会社となるため、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めております。今後とも、公正かつタイムリーな情報開示を進めるとともに、一層の経営の透明性向上を目指す所存であります。また、役員及び従業員のコンプライアンスの周知徹底についても、重要施策として取り組んでおります。なお、本項の記載内容は、時期等の記載がある場合を除き、本書提出日現在の状況に基づいております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は、2023年3月30日開催の第25期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、監査等委員会設置会社への移行により、取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

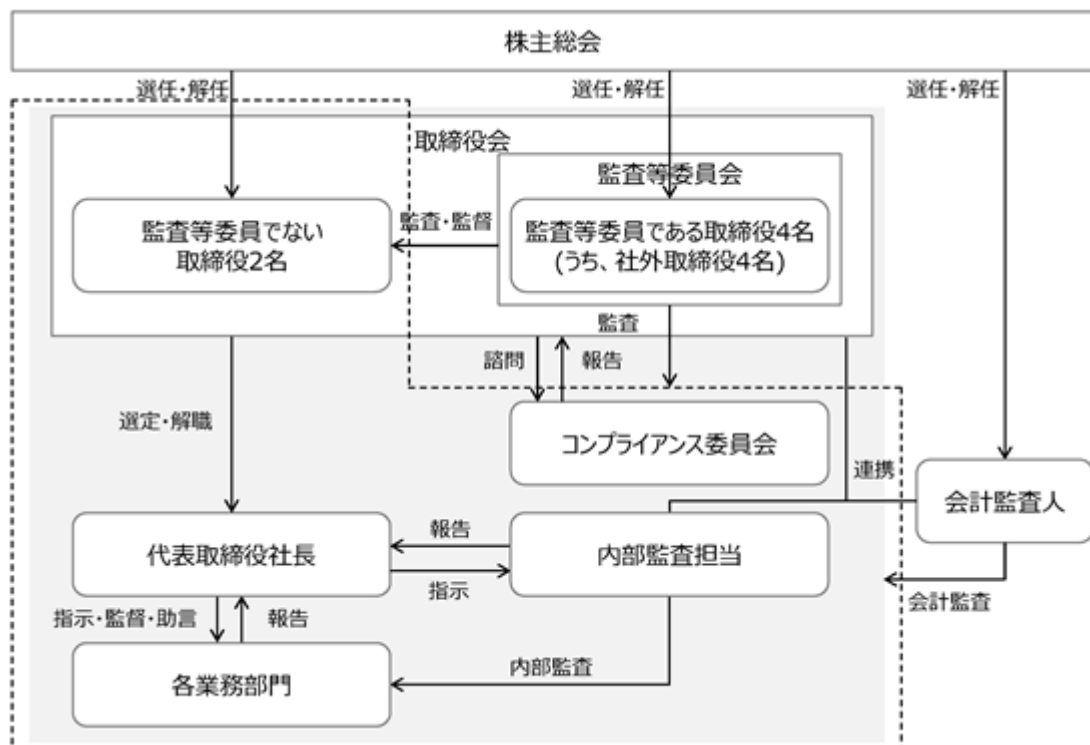
企業統治の体制の概要は次のとおりです。

(a) 取締役会

取締役会は監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名）で構成され、経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行います。また、監査等委員である取締役4名全員を社外取締役として選任し、業務執行状況の監督を行い、経営監視機能を備えることで、経営の透明性と客観性の確保に努めております。なお、取締役会は月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会の議長は代表取締役社長が務めており、担当取締役より業務報告を実施いたします。各取締役の氏名につきましては、「(2) 役員の状況 役員一覧」をご参照ください。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名）で構成され、各監査等委員は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会その他重要会議へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行います。なお、監査等委員会は月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。監査等委員会の議長は常勤監査等委員が務めます。各監査等委員の氏名につきましては、「(2) 役員の状況 役員一覧」をご参照ください。



(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員である社外取締役4名を選任し、業務執行状況の監督を行い、経営監視機能を備えることで、経営の透明性と客観性の確保に努めております。また、監査等委員会による組織的な監査の実施に

より、取締役の業務執行について適正かつ厳正な監査を行える体制としており、経営監視機能の客観性及び中立性についても確保されていると判断しております。

なお、社外取締役は会社経営者や役員としての豊富な知見及び経験から、客観的かつ専門的な視点により取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保を図ってまいります。

企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、内部牽制機能が適切に働き、経営及び業務の適正性を確保するために、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等の諸規程を整備するほか、内部監査担当者による内部監査を実施する体制を構築しております。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

事業活動上の重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ確かな対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。また、当社では外部の法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

当社は、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を目的として、コンプライアンス委員会を設置しております。本委員会は代表取締役社長を委員長とし常勤取締役、各業務部門長及び顧問弁護士により構成されており、社内諸規程及び各種法令等に基づく適切な経営を実現するため、社内外の問題について検討、諮問を行っております。

また、当社では従業員からの法令違反等に関する通報を適切に処理するための通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図ることにより、コンプライアンス体制の強化に向けた体制を構築しております。

(ハ) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社の適切な管理及び経営内容の的確な把握のため、当社取締役又は使用人を出向させることができるようにしております。また、当社の「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、必要に応じ、当社の取締役会において子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関して報告する体制を構築しております。さらに、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社の経営管理を行うとともに、内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて子会社への指導・支援を行うこととしております。

(ニ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(ホ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補填するものです。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(ヘ) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とし、そのうち、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(ト) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(チ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(リ) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

(a) 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(b) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	日 高 有 一	1973年 8 月24日	1996年 4 月 (株)三和銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2006年 7 月 当社 総務管理部長 2006年 7 月 当社 取締役総務管理部長 2007年 4 月 当社 常務取締役総務管理部長 2008年12月 当社 代表取締役社長(現任) 2015年12月 日本革新創薬(株) 取締役 2022年 7 月 アクチュアライズ(株) 社外取締役(現任)	(注) 2	2,863,600
取締役	松 原 さや子	1979年 3 月19日	2002年 4 月 朝日アーサーアンダーセン(株)(現 PwCコンサルティング合同会社) 入社 2005年10月 アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ(株) 入社 2008年 2 月 (株)経営共創基盤 入社 2012年10月 経済産業省 出向 2014年 1 月 (株)海外需要開拓支援機構 入社 2019年 7 月 (株)海外需要開拓支援機構 投資戦略グループ ディレクター 2019年 9 月 花王(株) 中期経営戦略部門 コーポレート戦略部 ディレクター 2022年 9 月 当社 入社 2023年 3 月 当社 取締役(現任)	(注) 2	-
取締役 (常勤監査等委員)	青 木 哲 史	1956年10月 5 日	1981年 4 月 (株)ノリタケカンパニーリミテド 入社 1999年12月 Noritake Europa GmbH 電子部門社長 2011年 6 月 (株)ノリタケカンパニーリミテド 執行役員 2015年 6 月 同社 常勤監査役 2020年 3 月 当社 社外監査役 日本革新創薬(株) 監査役(現任) 2023年 3 月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	山 川 善 之	1962年 8 月21日	1986年 4 月 日本生命保険相互会社 入社 1995年 9 月 イノテック(株) 企画室長 2001年 9 月 (株)そーせい (現 そーせいグループ(株)) 経営企画部長 2003年10月 同社 取締役副社長CFO 2004年10月 同社 代表取締役副社長CFO 2006年12月 響きパートナーズ(株) 設立 代表取締役社長 2008年 6 月 (株)リプロセル 社外取締役(現任) 2010年 3 月 当社 取締役 2014年 3 月 当社 社外取締役 2019年 3 月 (株)カイオム・バイオサイエンス 社外監査役(現任) 2020年 3 月 ソレイジア・ファーマ(株) 社外監査役(現任) 2022年12月 響きパートナーズ(株) 取締役会長(現任) 2023年 3 月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	18,000
取締役 (監査等委員)	会 田 隆 雄	1943年12月18日	1967年 4 月 日本ビクター(株)(現 (株)JVCケンウッド) 入社 1996年 6 月 同社 取締役 1998年 6 月 同社 代表取締役常務 2002年 6 月 同社 常勤監査役 2005年 6 月 同社 顧問 2006年 4 月 (株)アクアキャスト 監査役 2012年 3 月 当社 社外監査役 2023年 3 月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	中村 栄作	1961年7月1日	1987年4月 丸紅(株) 入社 2001年4月 (株)ベレブノ 代表取締役社長 2002年9月 (株)キャンバス 社外取締役 2006年9月 バイオ・サイト・キャピタル(株) 取締役東京支社長 2015年5月 Acucela Inc. (現 Kubota Vision Inc.) 社外取締役 2016年3月 窪田製薬ホールディングス(株) 社外取締役 2018年3月 当社 社外取締役 2023年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	100
計					2,881,700

- (注) 1 取締役青木哲史、山川善之、会田隆雄及び中村栄作は、監査等委員である社外取締役であります。
- 2 2023年3月30日開催の定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 2023年3月30日開催の定時株主総会終結の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 2023年3月30日開催の第25期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

社外役員の状況

当社は、監査等委員である社外取締役4名を置いております。

社外取締役青木哲史は、上場会社での豊富な実務経験と事業部門長として企業経営の幅広い見識及び上場会社での監査役としての経験を有しております。また、当社の常勤社外監査役として、適正な監査を担ってまいりました。引き続き、当社の監査に活かしていただくとともに、経営全般に関して助言・提言いただけると判断し、社外取締役に選任いたしました。また、青木哲史は東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。青木哲史と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役山川善之は、業界における幅広い見識、企業経営等の豊富な経験や実績並びに他社社外監査役の経験を有しております。これらを活かし、当社の社外取締役として独立した客観的な立場から当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきました。引き続き、社外取締役としての職務を遂行いただけると判断し、社外取締役に選任いたしました。また、山川善之は東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。山川善之は当社株式18,000株を保有しておりますが、当社との間にその他の利害関係はありません。

社外取締役会田隆雄は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験、及び他社での監査役としての経験を有しており、また、当社の社外監査役として、適正な監査を担ってまいりました。引き続き、当社の監査に活かしていただくとともに、経営全般に関して助言・提言いただけると判断し、社外取締役に選任いたしました。また、会田隆雄は東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。会田隆雄と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役中村栄作は、長年にわたりベンチャーへの投資業務に携わっており、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験のみならず、自らバイオベンチャーの経営と業務に携わってこられた実績及び見識を有しております。これらを活かし、当社の社外取締役として独立した客観的な立場から当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきました、引き続き、社外取締役としての職務を遂行いただけると判断し、社外取締役に選任いたしました。また、中村栄作は東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。中村栄作は当社株式100株を保有しておりますが、当社との間にその他の利害関係はありません。

社外取締役は、業務執行状況の監督を行い、経営監視機能を備えることで、経営の透明性と客観性の確保に努めております。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めておりませんが、被選任者の職歴、人格、見識等を総合的に判断し選任を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役4名は全員が監査等委員であり、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換等を通じて、監査等委員監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行います。

(3) 【監査の状況】

当社は、2023年3月30日開催の第25期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。「監査役監査の状況」以降は、当事業年度における監査役会設置会社としての状況について記載しています。

監査等委員会の状況

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役4名で構成され、4名全員を社外取締役としております。そのうち1名は過去に上場会社のCF0（最高財務責任者）を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員会は、重要な会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部監査担当者や会計監査人と連携し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより、監査の実効性を確保してまいります。

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名全員を社外監査役としております。各監査役は、いずれも各々の専門知識及び経験を活かし、多方面から監査を実施しております。監査役のうち1名は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会その他重要会議へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。また、会計監査人と監査の方法・結果について意見交換を定期的に行い、内部監査担当者と監査活動で連携をとり、内部統制の強化に努めております。

当事業年度において当社は監査役会を原則月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	出席回数 / 開催回数
社外監査役（常勤）	青木 哲史	15回 / 15回
社外監査役	岸澤 修	14回 / 15回
社外監査役	会田 隆雄	15回 / 15回

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、内部監査結果、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。また、取締役の業務執行等に関し、代表取締役との意見交換を実施しているほか、各取締役（社外取締役含む）との意見交換を実施し、必要に応じて子会社の取締役へのヒアリング等も実施しております。

常勤監査役の主な活動は、監査環境の整備及び社内の情報収集に努めるとともに、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、内部監査担当者や会計監査人との連携、子会社の運営状況の調査等を行い、監査役会にて定期的に報告しております。

内部監査の状況

総務管理部内部監査担当者（1名）は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき監査を実施しております。また、内部監査担当者が所属する総務管理部については、代表取締役社長が総務管理部以外の部門から内部監査担当者を随時任命し監査を実施しており、相互に牽制する体制をとっております。

また各部門の監査結果及び改善点については、内部監査担当者より代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、被監査部門に対し改善指示を出し改善状況を継続的に確認しております。

内部監査担当者及び監査役、並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

特に内部監査担当者及び常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

(ロ) 継続監査期間

6年間

(ハ) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 古田 賢司

指定有限責任社員・業務執行社員 花輪 大資

(ニ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

公認会計士試験合格者 2名
 その他 3名

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人としての独立性及び専門性、品質管理体制、職務遂行能力等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保するための体制を備えていると判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあると認められる場合は、当該会計監査人を解任いたします。

(ヘ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人の独立性及び専門性、品質管理体制、職務遂行能力等を総合的に評価し、再任の決議を行っております。

監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	13,600	-	13,600	-
連結子会社	-	-	-	-
計	13,600	-	13,600	-

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(イ)を除く)

該当事項はありません。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査人員数、監査日程等を勘案した上で、決定しております。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は2023年3月30日開催の第25期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度に係る報酬等については、監査役会設置会社として役員に支給した報酬等について記載しております。

役員の報酬は、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会で決定し、監査役の報酬は監査役の協議で決定しております。

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

取締役の報酬に関する基本方針は、金銭報酬として固定報酬である基本報酬のほかに、金銭報酬とは別枠で非金銭報酬として長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬を採用する。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとする。

(ロ) 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において決定する。基本報酬は年俸制であり、年俸額の12分の1を月例の固定報酬とする。

(ハ) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして譲渡制限付株式を交付する。譲渡制限付株式は原則として毎年一定の時期に、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付するものとする。

(ニ) 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合については、経営環境等を踏まえ、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させる観点から、各取締役の役位、職責等を勘案し、設定するものとする。譲渡制限付株式報酬の割合は、個人別の基本報酬の額の30%程度を目途とする。

(ホ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会の委任決議に基づき、取締役報酬規程で定めた報酬テーブルを踏まえ、役位、職責、貢献度等を勘案して社外取締役と協議した上で、代表取締役社長が決定するものとする。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬の額及び非金銭報酬の額とする。

なお、株主総会で決議いただいている報酬限度額は次のとおりであり、定款で定める取締役の員数は10名以内、監査役の員数は5名以内であります。

<基本報酬>

取締役：年額200百万円（2005年10月14日開催の臨時株主総会の決議。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名。）

監査役：年額30百万円（2008年3月27日開催の定時株主総会の決議。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名。）

<非金銭報酬（上記報酬とは別枠の譲渡制限付株式報酬）>

取締役（社外取締役を除く）：年額30百万円（2018年3月29日開催の定時株主総会の決議。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名。）

当事業年度における役員の報酬等については上記にもとづき、取締役の報酬は取締役会及び代表取締役社長により、監査役の報酬は監査役の協議により、2022年3月29日にそれぞれ決定いたしました。取締役会は、代表取締役社長日高有一に対し各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役がその妥当性について確認しております。

なお、2023年3月30日開催の第25期定時株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会において改定の決議を行っております。改定後の方針の内容は次のとおりです。

（イ）基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針は、金銭報酬として固定報酬である基本報酬のほかに、金銭報酬とは別枠で非金銭報酬として長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬を採用する。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとする。

（ロ）基本報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において決定する。基本報酬は年俸制であり、年俸額の12分の1を月例の固定報酬とする。

（ハ）非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして譲渡制限付株式を交付する。譲渡制限付株式は原則として毎年一定の時期に、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付するものとする。

（ニ）報酬等の割合に関する方針

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合については、経営環境等を踏まえ、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させる観点から、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、職責等を勘案し、設定するものとする。譲渡制限付株式報酬の割合は、個人別の基本報酬の額の30%程度を目途とする。

（ホ）個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会の委任決議に基づき、取締役報酬規程で定めた報酬テーブルを踏まえ、役位、職責、貢献度等を勘案して社外取締役と協議した上で、代表取締役社長が決定するものとする。その権限の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬の額及び非金銭報酬の額とする。

なお、株主総会で決議いただいている報酬限度額は次のとおりであり、本有価証券報告書提出日現在において、定款で定める取締役の員数は10名以内、そのうち、監査等委員である取締役の員数は5名以内であります。

<基本報酬>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）：年額200百万円

（2023年3月30日開催の定時株主総会の決議。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名。）

監査等委員である取締役：年額 50百万円

（2023年3月30日開催の定時株主総会の決議。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。）

<非金銭報酬（上記報酬とは別枠の譲渡制限付株式報酬）>

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）：年額60百万円

（2023年3月30日開催の定時株主総会の決議。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名。）

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	57,698	43,980	13,718	13,718	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	21,600	21,600	-	-	5

- (注) 1 譲渡制限付株式報酬には、当事業年度における費用額が計上されております。
- 2 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬13,718千円であります。
- 3 社外役員のうち1名には、上記のほか、役員を兼任する当社連結子会社からの報酬600千円が支給されております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

重要なものはありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的としている株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は上場株式を保有しておりませんので、記載を省略しております。

(ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	143,192
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	130,200	新規出資による増加
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、監査法人等が主催する研修会への参加を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,933,743	2,334,668
売掛金	101,674	170,755
貯蔵品	88,399	79,211
その他	38,365	74,436
流動資産合計	2,162,183	2,659,072
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,653	8,727
減価償却累計額	4,763	4,968
建物(純額)	889	3,758
工具、器具及び備品	90,687	97,052
減価償却累計額	87,008	90,706
工具、器具及び備品(純額)	3,678	6,346
有形固定資産合計	4,567	10,105
無形固定資産		
契約関連無形資産	164,571	123,428
その他	2,047	1,101
無形固定資産合計	166,619	124,529
投資その他の資産		
投資有価証券	122,513	153,551
その他	6,975	9,117
投資その他の資産合計	129,489	162,668
固定資産合計	300,676	297,303
資産合計	2,462,860	2,956,376
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	129,524	120,000
未払金	41,759	64,210
未払法人税等	9,889	11,234
その他	12,072	15,762
流動負債合計	193,245	211,207
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	734,693
長期借入金	210,476	113,000
その他	24,000	24,000
固定負債合計	234,476	871,693
負債合計	427,721	1,082,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	573,159	714,244
資本剰余金	2,631,398	2,772,484
利益剰余金	1,200,276	1,629,961
株主資本合計	2,004,831	1,856,767
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	222
その他の包括利益累計額合計	-	222
新株予約権	2,692	943
非支配株主持分	28,164	15,987
純資産合計	2,035,138	1,873,475
負債純資産合計	2,462,860	2,956,376

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	414,424	1,448,100
売上原価	20,099	27,566
売上総利益	394,324	420,533
販売費及び一般管理費		
研究開発費	2,316,161	2,469,564
その他	3,249,812	3,256,881
販売費及び一般管理費合計	565,974	726,446
営業損失()	171,649	305,912
営業外収益		
受取利息	21	25
為替差益	17,382	33,278
消費税差額	0	4,177
その他	397	1,008
営業外収益合計	17,801	38,489
営業外費用		
支払利息	4,424	3,147
支払手数料	-	13,521
株式交付費	1,168	889
新株発行費	-	10,825
その他	270	-
営業外費用合計	5,863	28,384
経常損失()	159,711	295,806
特別損失		
投資有価証券評価損	-	4,100,319
解決金	-	5,44,140
特別損失合計	-	144,460
税金等調整前当期純損失()	159,711	440,267
法人税、住民税及び事業税	1,595	1,595
法人税等合計	1,595	1,595
当期純損失()	161,306	441,863
非支配株主に帰属する当期純損失()	12,311	12,177
親会社株主に帰属する当期純損失()	148,995	429,685

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失()	161,306	441,863
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	222
その他の包括利益合計	-	222
包括利益	161,306	442,085
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	148,995	429,908
非支配株主に係る包括利益	12,311	12,177

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当期首残高	556,856	2,655,571	1,051,280	2,161,147	2,758	-	2,163,905
当期変動額							
新株の発行	16,302	16,302		32,605			32,605
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			148,995	148,995			148,995
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		40,476		40,476		40,476	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					66	12,311	12,377
当期変動額合計	16,302	24,173	148,995	156,865	66	28,164	128,767
当期末残高	573,159	2,631,398	1,200,276	2,004,281	2,692	28,164	2,035,138

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	573,159	2,631,398	1,200,276	2,004,281
当期変動額				
新株の発行	141,085	141,085		282,171
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			429,685	429,685
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	141,085	141,085	429,685	147,514
当期末残高	714,244	2,772,484	1,629,961	1,856,767

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	-	-	2,692	28,164	2,035,138
当期変動額					
新株の発行					282,171
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）					429,685
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	222	222	1,748	12,177	14,148
当期変動額合計	222	222	1,748	12,177	161,663
当期末残高	222	222	943	15,987	1,873,475

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	159,711	440,267
減価償却費	45,259	46,366
株式報酬費用	15,226	15,811
解決金	-	44,140
受取利息	21	25
支払利息	4,424	3,147
支払手数料	-	13,521
為替差損益(は益)	17,822	29,669
株式交付費	1,168	889
新株発行費	-	10,825
投資有価証券評価損益(は益)	-	100,319
売上債権の増減額(は増加)	9,796	113,221
棚卸資産の増減額(は増加)	30,075	9,187
未払金の増減額(は減少)	4,122	22,450
その他	23,425	33,838
小計	170,652	350,360
利息及び配当金の受取額	21	25
利息の支払額	4,096	2,839
法人税等の支払額	1,578	1,596
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,306	354,770
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,314	9,614
無形固定資産の取得による支出	585	200
投資有価証券の取得による支出	109,148	130,200
差入保証金の増減額(は増加)	897	124
投資活動によるキャッシュ・フロー	111,150	139,890
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	13,000
長期借入金の返済による支出	120,000	120,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	900,000
新株予約権の発行による収入	-	1,216
新株予約権の行使による株式の発行による収入	16,620	99,898
株式の発行による支出	1,080	10,825
自己新株予約権の取得による支出	-	2,692
支払手数料の支払額	-	13,200
その他	-	99
財務活動によるキャッシュ・フロー	104,459	867,297
現金及び現金同等物に係る換算差額	17,449	28,289
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	374,466	400,924
現金及び現金同等物の期首残高	2,308,210	1,933,743
現金及び現金同等物の期末残高	1,933,743	2,334,668

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 日本革新創薬株式会社

(2) 非連結子会社はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～22年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(3～5年)、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株発行費

支払時に全額費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、企業会計基準第29号第17項に基づき、収益を認識するための5つのステップに従い、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

事業収益は、主にライセンス許諾に係るロイヤリティ収入、契約一時金及びマイルストーン収入等が含まれます。ロイヤリティ収入は、ライセンスアウト先の企業の売上高等に基づいて生じるものであり、ライセンスアウト先の企業において自社創製品及び導入品が販売された時点で収益を認識しております。契約一時金は、顧客への開発権・販売権等の付与が履行義務であり、当該契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。マイルストーン収入は、顧客との契約で定められた、規制当局への承認申請等を含む開発フェーズの進捗の条件の達成が履行義務であり、当該条件の達成により履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
有形固定資産	4,567	10,105
無形固定資産	166,619	124,529

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損損失の見積りに際し、減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行っており、資産又は資産グループの帳簿価額と、それから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較することにより、減損損失の認識を判定することとしております。市場環境の変化により、減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、減損損失の計上により翌連結会計年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

(投資有価証券の評価)

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
投資有価証券(非上場株式)	113,312	143,192
投資有価証券評価損	-	100,319

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、投資有価証券(非上場株式)の実質価額が著しく低下した場合、将来の回復可能性を加味したうえで減損処理の要否を検討しております。将来の事業計画により実質価額が取得価額まで回復が見込まれなかった場合、投資有価証券評価損を認識することで当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(連結貸借対照表関係)

財務制限条項

前連結会計年度 (2021年12月31日)

当社は株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結し、2017年2月22日に借入を実行しております。

2021年12月31日現在借入残高 240,000千円

本借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。

遵守事項としては、本借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転 (当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く)
自己信託の設定
事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡 (セールアンドリースバックのための譲渡を含む)
第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所 (市場第一部、市場第二部、マザーズ又はジャスダックのいずれかを問わない) における上場を維持すること。

また、期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は本借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社が本事業譲渡 (BBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業譲渡) に関わる「新規パイプライン」の全ての中止を決定したとき。
- 2.当社が借入先に「新規パイプライン」の一部の中止決定の報告をした場合において、当社の債務履行に重大な影響を及ぼすおそれがあると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「新規パイプライン」の進捗状況に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が本借入に基づく義務の履行を怠り、当該不履行が10営業日以上治癒されないとき。

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2020年11月25日に借入を実行しております。

なお、当連結会計年度の末日における限度貸付契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額	200,000千円
借入実行額	100,000千円
差引額	100,000千円

本借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。

遵守事項としては、本借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転 (当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く)
自己信託の設定
事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡 (セールアンドリースバックのための譲渡を含む)
第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。

- (5)東京証券取引所（市場第一部、市場第二部、マザーズ又はジャスダックのいずれかを問わない）における上場を維持すること。

期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は本借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社が株式会社メドレックスと協働して行う事業（DW-5LBT）に関わる「パイプライン」の中止を決定したとき。
- 2.当社の事業もしくは財産が悪化し、また悪化するおそれがあり、債権保全のために必要であると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「本件パイプライン」の進捗状況（最短2022年7月末時点）に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が本借入に基づく義務違反が発生し、当該違反が10営業日以上解消されないとき。

当連結会計年度（2022年12月31日）

当社は株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結し、2017年2月22日に借入を実行しております。

2022年12月31日現在借入残高 120,000千円

借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。

遵守事項としては、借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
 - 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）
 - 自己信託の設定
 - 事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）
 - 第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所（プライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかを問わない）における上場を維持すること。

また、期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社が事業譲渡（BBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業譲渡）に関わる「パイプライン」の全ての中止を決定したとき。
- 2.当社が借入先に「パイプライン」の一部の中止決定の報告をした場合において、当社の債務履行に重大な影響を及ぼすおそれがあると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「パイプライン」の進捗状況に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が借入に基づく義務の履行を怠り、当該不履行が10営業日以上治癒されないとき。

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2020年11月25日に借入を実行しております。

なお、当連結会計年度の末日における限度貸付契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額	200,000千円
借入実行額	100,000千円
差引額	100,000千円

借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。

遵守事項としては、借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。

- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）
自己信託の設定
事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）
第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所（プライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかを問わない）における上場を維持すること。

期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社が株式会社メドレックスと協働して行う事業（DW-5LBT）に関わる「パイプライン」の中止を決定したとき。
- 2.当社の事業もしくは財産が悪化し、また悪化するおそれがあり、債権保全のために必要であると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「パイプライン」の進捗状況（最短2024年7月末時点）に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が借入に基づく義務違反が発生し、当該違反が10営業日以上解消されないとき。

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2022年11月30日に借入を実行しております。

なお、当連結会計年度の末日における限度貸付契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額	440,000千円
借入実行額	13,000千円
差引額	427,000千円

借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。
遵守事項としては、借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）
自己信託の設定
事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）
第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所（プライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかを問わない）における上場を維持すること。

期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社がアクチュアライズ株式会社と協働して行う事業（DWR-2206）に関わる「パイプライン」の中止を決定したとき。
- 2.当社の事業もしくは財産が悪化し、また悪化するおそれがあり、債権保全のために必要であると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「パイプライン」の進捗状況（最短2026年6月末時点）に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が借入に基づく義務違反が発生し、当該違反が10営業日以上解消されないとき。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
外注費	55,517千円	202,782千円
給与手当	110,772千円	118,758千円
減価償却費	43,690千円	44,176千円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「研究開発費」の「特許関連費用」は独立掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より独立掲記しておりません。

なお、前連結会計年度の「特許関連費用」は35,506千円であります。

3 一般管理費に属する費用の割合は100%であります。

主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	110,197千円	103,177千円
減価償却費	1,568千円	2,190千円

4 投資有価証券評価損

前連結会計年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

当社が保有する「その他有価証券」に区分される有価証券のうち時価等が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

5 解決金

前連結会計年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

緑内障治療剤「グラナテック点眼剤 0.4%」のロイヤリティ収入において、ライセンスアウト先の興和株式会社と契約内容に関する認識の相違があることが判明いたしました。当社は、興和株式会社と当該認識の相違について協議し、当社の認識したロイヤリティ収入に誤りはありませんでしたが、今後の同社との提携関係等を考慮し、本件解決のために解決金44,140千円を特別損失として計上いたしました。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	29,251,100	107,500	-	29,358,600
合計	29,251,100	107,500	-	29,358,600
自己株式				
普通株式	100	-	-	100
合計	100	-	-	100

(注) 発行済株式の普通株式の株式数の増加107,500株は、新株予約権の行使による増加54,200株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加53,300株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
提出会社 (親会社)	行使価額修正条項付 第10回新株予約権 (注)	普通株式	2,261,000	-	54,200	2,206,800	2,692
合計		-	2,261,000	-	54,200	2,206,800	2,692

(注) 行使価額修正条項付第10回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	29,358,600	1,512,538	-	30,871,138
合計	29,358,600	1,512,538	-	30,871,138
自己株式				
普通株式	100	-	-	100
合計	100	-	-	100

(注) 発行済株式の普通株式の株式数の増加1,512,538株は、新株予約権の行使による増加544,800株、無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加893,538株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加74,200株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
提出会社 (親会社)	行使価額修正条項付 第10回新株予約権 (注)1	普通株式	2,206,800	-	2,206,800	-	-
	第11回新株予約権 (注)2、3	普通株式	-	2,432,400	544,800	1,887,600	943
	第1回無担保転換社 債型新株予約権付社 債(注)2、3、4	普通株式	-	4,864,864	893,538	3,971,326	-
合計		-	2,206,800	7,297,264	3,645,138	5,858,926	943

(注)1. 行使価額修正条項付第10回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の取得及び消却したことによるものであります。

2. 第11回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、第三者割当による発行をしたことによるものであります。

3. 第11回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	1,933,743千円	2,334,668千円
現金及び現金同等物	1,933,743千円	2,334,668千円

2 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の権利行使

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	- 千円	82,653千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	- 千円	82,653千円
新株予約権の行使による 転換社債型新株予約権付社債減少額	- 千円	165,306千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金以外の一時的な余資を流動性及び安全性の高い金融資産により運用しております。銀行借入及び第三者割当による増資並びに転換社債型新株予約権付社債により調達した資金の用途は事業譲受費用及び共同開発中のパイプラインに係る費用並びに研究開発資金、事業運営資金であります。

(2)金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建のものについては、為替変動のリスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクは僅少であります。各部門からの報告に基づき、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、日次で資金の残高を確認するなどの方法により、手許流動性を一定水準以上維持することにより管理しております。一部外貨建のものについては、為替変動のリスクに晒されております。転換社債型新株予約権付社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は適時に資金計画を作成・更新することで、想定される必要な手許流動性を維持すること等により、流動性リスクの管理を行っております。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	1,933,743	1,933,743	-
(2)売掛金	101,674	101,674	-
資産計	2,035,418	2,035,418	-
(1)未払金	41,759	41,759	-
(2)未払法人税等	9,889	9,889	-
(3)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	340,000	340,000	-
負債計	391,649	391,649	-

(注1) 金融商品の時価の算出方法

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1)未払金、(2)未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

なお、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが困難であることから、上表に含めておりません。連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2021年12月31日)
非上場株式及び非上場転換社債	122,513

当連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	10,359	10,359	-
資産計	10,359	10,359	-
(1)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	233,000	233,000	-
(2)転換社債型新株予約権付社債	734,693	696,628	38,064
負債計	967,693	929,628	38,064

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び「預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2022年12月31日)
非上場株式	143,192

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,933,743	-	-	-
売掛金	101,674	-	-	-
合計	2,035,418	-	-	-

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,334,668	-	-	-
売掛金	170,755	-	-	-
合計	2,505,424	-	-	-

4. 転換社債型新株予約権付社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	129,524	139,048	19,048	19,048	19,048	14,284
合計	129,524	139,048	19,048	19,048	19,048	14,284

当連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	-	-	-	-	734,693	-
長期借入金	120,000	9,524	19,048	20,673	22,298	41,457
合計	120,000	9,524	19,048	20,673	756,991	41,457

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	10,359	-	10,359
資産計	-	10,359	-	10,359

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	233,000	-	233,000
転換社債型新株予約権付社債	-	696,628	-	696,628
負債計	-	929,628	-	929,628

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

元利金の合計額と満期日までの残存期間を債券発行元の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元金の合計額と償還期限までの残存期間を当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度（2021年12月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券（非上場株式及び非上場転換社債）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度（2022年12月31日）

1. その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 債券	10,359	8,828	1,530
小計	10,359	8,828	1,530
合計	10,359	8,828	1,530

非上場株式は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券100,319千円減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等の有価証券については、実質価額が著しく低下した場合、将来の回復可能性を加味したうえで減損処理を行っております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注2)	1,208,845千円	1,271,035千円
減価償却超過額	24,787千円	17,368千円
減損損失	20,519千円	8千円
未払事業税	5,025千円	2,949千円
株式報酬費用	6,957千円	11,875千円
棚卸資産	180千円	180千円
投資有価証券	2,121千円	32,818千円
その他	2,554千円	2,057千円
繰延税金資産小計	1,270,990千円	1,338,293千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	1,208,845千円	1,271,035千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	62,145千円	67,258千円
評価性引当額小計(注1)	1,270,990千円	1,338,293千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円

(注1) 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金の増加及び減損損失に係る評価性引当額の減少であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	66,570	60,093	82,483	94,674	235,882	669,139	1,208,845
評価性引当額	66,570	60,093	82,483	94,674	235,882	669,139	1,208,845
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	60,093	82,483	94,674	235,882	333,906	463,994	1,271,035
評価性引当額	60,093	82,483	94,674	235,882	333,906	463,994	1,271,035
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、創薬事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

日本	オランダ	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高
227,438	220,662	448,100	-	448,100

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首)	101,674
顧客との契約から生じた債権(期末)	170,755

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適応し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、創薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：千円)

日本	オランダ	米国	合計
174,592	170,098	69,733	414,424

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
興和株式会社	172,289
Dutch Ophthalmic Research Center International B.V.	170,098
Glaukos Corporation	69,733

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載していません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	オランダ	合計
227,438	220,662	448,100

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Dutch Ophthalmic Research Center International B.V.	220,662
興和株式会社	170,924

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	68.27円	60.14円
1株当たり当期純損失()	5.08円	14.50円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	148,995	429,685
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	148,995	429,685
普通株式の期中平均株式数(株)	29,333,698	29,639,914
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数22,068個(普通株式2,206,800株)) なお、概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	2022年6月30日開催の取締役会決議による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債新株予約権の数 40個(普通株式 3,971,326株) 2022年6月30日開催の取締役会決議による第11回新株予約権新株予約権の数 18,876個(普通株式 1,887,600株)

(重要な後発事象)

新株予約権行使による新株式の発行

当社が2022年7月19日に発行した、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第11回新株予約権について、当連結会計年度終了後、一部権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

1. 新株予約権の行使個数	5個
2. 行使された社債額面金額	91,836千円
3. 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 496,410株
4. 資本金の増加額	45,918千円
5. 資本準備金の増加額	45,918千円

第11回新株予約権

1. 新株予約権の行使個数	963個
2. 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 96,300株
3. 資本金の増加額	8,931千円
4. 資本準備金の増加額	8,931千円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株デ・ウエスタン・セラピテクス研究所	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2022年7月19日	-	734,693	-	無担保	2027年12月27日
合計	-	-	-	734,693	-	-	-

(注) 1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式内容	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価額(円)	185
発行価額の総額(千円)	900,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	18,367
新株予約権の付与割合	100
新株予約権の行使期間	2022年7月19日～2027年12月27日
代用払込みに関する事項	新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものであります。

(注) 2. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還期日の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	-	734,693

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	129,524	120,000	1.06	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	210,476	113,000	1.08	2024年～2030年
合計	340,000	233,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,524	19,048	20,673	22,298

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	109,717	210,034	309,158	448,100
税金等調整前四半期(当期)純損失() (千円)	26,107	118,120	239,408	440,267
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (千円)	21,861	110,481	226,467	429,685
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	0.74	3.76	7.70	14.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失()(円)	0.74	3.01	3.94	6.70

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,709,207	2,159,720
売掛金	100,989	170,167
貯蔵品	85,551	76,458
前渡金	7,670	48,565
前払費用	21,741	9,610
関係会社短期貸付金	1 100,000	1 100,000
その他	1 2,247	1 12,988
流動資産合計	2,027,407	2,577,511
固定資産		
有形固定資産		
建物	889	3,758
工具、器具及び備品	3,678	5,453
有形固定資産合計	4,567	9,212
無形固定資産		
ソフトウェア	1,891	986
契約関連無形資産	164,571	123,428
その他	72	72
無形固定資産合計	166,535	124,487
投資その他の資産		
投資有価証券	122,513	153,551
関係会社株式	99,279	99,279
その他	6,975	9,117
投資その他の資産合計	228,768	261,947
固定資産合計	399,871	395,648
資産合計	2,427,279	2,973,159
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 129,524	2 120,000
未払金	1 38,577	1 62,632
未払費用	4,449	4,741
未払法人税等	9,271	10,616
預り金	3,022	3,061
その他	984	-
流動負債合計	185,829	201,051
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	734,693
長期借入金	2 210,476	2 113,000
その他	24,000	24,000
固定負債合計	234,476	871,693
負債合計	420,305	1,072,745

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	573,159	714,244
資本剰余金		
資本準備金	2,672,501	2,813,586
資本剰余金合計	2,672,501	2,813,586
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,241,378	1,628,138
利益剰余金合計	1,241,378	1,628,138
株主資本合計	2,004,282	1,899,692
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	222
評価・換算差額等合計	-	222
新株予約権	2,692	943
純資産合計	2,006,974	1,900,413
負債純資産合計	2,427,279	2,973,159

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1 412,121	1 411,586
売上原価	20,099	27,145
売上総利益	392,021	384,440
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1, 2 228,493	1, 2 411,250
その他	3 220,469	3 228,207
販売費及び一般管理費合計	448,962	639,458
営業損失()	56,941	255,017
営業外収益		
受取利息	1 1,302	1 1,023
為替差益	17,382	33,278
その他	1 3,995	1 7,777
営業外収益合計	22,680	42,078
営業外費用		
支払利息	4,424	3,147
支払手数料	-	13,521
新株発行費	-	10,825
その他	358	889
営業外費用合計	4,783	28,384
経常損失()	39,043	241,322
特別損失		
投資有価証券評価損	-	100,319
解決金	-	44,140
関係会社株式評価損	4 200,721	-
特別損失合計	200,721	144,460
税引前当期純損失()	239,764	385,783
法人税、住民税及び事業税	977	977
法人税等合計	977	977
当期純損失()	240,741	386,760

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
ロイヤリティ		20,099	100.0	26,145	96.3
その他		-	-	1,000	3.7
売上原価		20,099	100.0	27,145	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	556,856	2,656,198	2,656,198	1,000,636	1,000,636	2,212,417	2,758	2,215,176
当期変動額								
新株の発行	16,302	16,302	16,302			32,605		32,605
当期純損失（ ）				240,741	240,741	240,741		240,741
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							66	66
当期変動額合計	16,302	16,302	16,302	240,741	240,741	208,135	66	208,201
当期末残高	573,159	2,672,501	2,672,501	1,241,378	1,241,378	2,004,282	2,692	2,006,974

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	573,159	2,672,501	2,672,501	1,241,378	1,241,378	2,004,282
当期変動額						
新株の発行	141,085	141,085	141,085			282,171
当期純損失（ ）				386,760	386,760	386,760
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	141,085	141,085	141,085	386,760	386,760	104,589
当期末残高	714,244	2,813,586	2,813,586	1,628,138	1,628,138	1,899,692

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	-	-	2,692	2,006,974
当期変動額				
新株の発行				282,171
当期純損失（ ）				386,760
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	222	222	1,748	1,971
当期変動額合計	222	222	1,748	106,560
当期末残高	222	222	943	1,900,413

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～22年
工具、器具及び備品	4年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(3～5年)、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株発行費

支出時に全額費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、企業会計基準第29号第17項に基づき、収益を認識するための5つのステップに従い、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

事業収益は、主にライセンス許諾に係るロイヤリティ収入、契約一時金及びマイルストーン収入等が含まれます。ロイヤリティ収入は、ライセンスアウト先の企業の売上高等に基づいて生じるものであり、ライセンスアウト先の企業において自社創製品及び導入品が販売された時点で収益を認識しております。契約一時金は、顧客への開発権・販売権等の付与が履行義務であり、当該契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。マイルストーン収入は、顧客との契約で定められた、規制当局への承認申請等を含む開発フェーズの進捗の条件の達成が履行義務であり、当該条件の達成により履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産	4,567	9,212
無形固定資産	166,535	124,487

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損損失の見積りに際し、減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行っており、資産又は資産グループの帳簿価額と、それから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較することにより、減損損失の認識を判定することとしております。市場環境の変化により、減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要がある場合には、減損損失の計上により翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

(投資有価証券及び関係会社株式の評価)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
投資有価証券(非上場株式)	113,312	143,192
投資有価証券評価損	-	100,319
関係会社株式	99,279	99,279
関係会社株式評価損	200,721	-

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、投資有価証券(非上場株式)及び関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合、将来の回復可能性を加味したうえで減損処理の要否を検討しております。将来の事業計画により実質価額が取得価額まで回復が見込まれなかった場合、投資有価証券評価損及び関係会社株式評価損を認識することで当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取手数料」に表示していた3,600千円、「その他」395千円は、「その他」3,995千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	101,048千円	101,048千円
短期金銭債務	2,107千円	3,370千円

2 財務制限条項

前事業年度(2021年12月31日)

当社は株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結し、2017年2月22日に借入を実行しております。

2021年12月31日現在借入残高 240,000千円

本借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。

遵守事項としては、本借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
 - 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転(当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く)
 - 自己信託の設定
 - 事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡(セールアンドリースバックのための譲渡を含む)
 - 第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所(市場第一部、市場第二部、マザーズ又はジャスダックのいずれかを問わない)における上場を維持すること。

また、期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は本借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社が本事業譲渡(BBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業譲渡)に関わる「新規パイプライン」の全ての中止を決定したとき。
- 2.当社が借入先に「新規パイプライン」の一部の中止決定の報告をした場合において、当社の債務履行に重大な影響を及ぼすおそれがあると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「新規パイプライン」の進捗状況に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が本借入に基づく義務の履行を怠り、当該不履行が10営業日以上治癒されないとき。

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2020年11月25日に借入を実行しております。
なお、当事業年度の末日における限度貸付契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額	200,000千円
借入実行額	100,000千円
差引額	100,000千円

本借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。
遵守事項としては、本借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
 - 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）
 - 自己信託の設定
 - 事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）
 - 第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所（市場第一部、市場第二部、マザーズ又はジャスダックのいずれかを問わない）における上場を維持すること。

期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は本借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社が株式会社メドレックスと協働して行う事業（DW-5LBT）に関わる「パイプライン」の中止を決定したとき。
- 2.当社の事業もしくは財産が悪化し、また悪化するおそれがあり、債権保全のために必要であると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「本件パイプライン」の進捗状況（最短2022年7月末時点）に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が本借入に基づく義務違反が発生し、当該違反が10営業日以上解消されないとき。

当事業年度（2022年12月31日）

当社は株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結し、2017年2月22日に借入を実行しております。
2022年12月31日現在借入残高 120,000千円

借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。
遵守事項としては、借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
 - 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）
 - 自己信託の設定
 - 事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）
 - 第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所（プライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかを問わない）における上場を維持すること。

また、期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

1. 当社が事業譲渡（BBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業譲渡）に関わる「パイプライン」の全ての中止を決定したとき。
2. 当社が借入先に「パイプライン」の一部の中止決定の報告をした場合において、当社の債務履行に重大な影響を及ぼすおそれがあると借入先が判断したとき。
3. 当社が借入先と合意した「パイプライン」の進捗状況に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
4. 当社が借入に基づく義務の履行を怠り、当該不履行が10営業日以上治癒されないとき。

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2020年11月25日に借入を実行しております。
なお、当事業年度の末日における限度貸付契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額	200,000千円
借入実行額	100,000千円
差引額	100,000千円

借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。
遵守事項としては、借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1) 各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2) 単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3) 以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）
自己信託の設定
事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）
第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4) 資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5) 東京証券取引所（プライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかを問わない）における上場を維持すること。

期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

1. 当社が株式会社メドレックスと協働して行う事業（DW-5LBT）に関わる「パイプライン」の中止を決定したとき。
2. 当社の事業もしくは財産が悪化し、また悪化するおそれがあり、債権保全のために必要であると借入先が判断したとき。
3. 当社が借入先と合意した「パイプライン」の進捗状況（最短2024年7月末時点）に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
4. 当社が借入に基づく義務違反が発生し、当該違反が10営業日以上解消されないとき。

当社は株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結し、2022年11月30日に借入を実行しております。
なお、当事業年度の末日における限度貸付契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額	440,000千円
借入実行額	13,000千円
差引額	427,000千円

借入において、借入先との間で、主に以下の遵守事項や期限の利益の喪失事項が定められております。

遵守事項としては、借入の債務完済までの間、以下の事項を借入先に対して遵守する。

- (1)各年度の決算期末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の数に維持すること。
- (2)単体の貸借対照表における現預金が9億円を下回った場合速やかに当該事由の発生を報告し、発生した日以降の研究開発計画について借入先と協議すること。
- (3)以下に掲げる行為を行う場合は、事前に借入先の承諾を得ること。
 - 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転（当社の連結子会社のみが当事者となる組織再編行為を除く）
 - 自己信託の設定
 - 事業又は資産の全部又は一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む）
 - 第三者の事業又は資産の全部又は一部の譲り受け
- (4)資産の全部若しくは一部について担保物権の設定又は当該担保物権について対抗要件の具備を行わないこと。
- (5)東京証券取引所（プライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかを問わない）における上場を維持すること。

期限の利益の喪失としては、以下の事由が生じた場合には、借入先は借入の全部又は一部の期限を喪失させることが出来る。

- 1.当社がアクチュアライズ株式会社と協働して行う事業（DWR-2206）に関わる「パイプライン」の中止を決定したとき。
- 2.当社の事業もしくは財産が悪化し、また悪化するおそれがあり、債権保全のために必要であると借入先が判断したとき。
- 3.当社が借入先と合意した「パイプライン」の進捗状況（最短2026年6月末時点）に応じて、借入先が満足する内容の資金調達計画を当社が作成しない場合。
- 4.当社が借入に基づく義務違反が発生し、当該違反が10営業日以上解消されないとき。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高	23,062千円	33,726千円
営業取引以外による取引高	4,882千円	4,600千円

2 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
外注費	55,653千円	229,848千円
給与手当	53,232千円	59,818千円
減価償却費	43,690千円	44,126千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、「研究開発費」の「特許関連費用」は独立掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より独立掲記しておりません。

なお、前事業年度の「特許関連費用」は、27,319千円であります。

3 一般管理費に属する費用の割合は100%であります。

主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	86,877千円	79,298千円
減価償却費	1,526千円	2,078千円

4 関係会社株式評価損

前事業年度 (2021年12月31日)

当社の子会社であります日本革新創薬株式会社の株式について評価損200,721千円を計上したことによるものであります。

当事業年度 (2022年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は99,279千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は99,279千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	979,078千円	1,022,639千円
減価償却超過額	24,575千円	17,308千円
減損損失	20,502千円	-千円
未払事業税	5,025千円	2,949千円
株式報酬費用	6,429千円	10,627千円
棚卸資産	180千円	180千円
投資有価証券	2,121千円	32,818千円
関係会社株式評価損	154,689千円	154,689千円
その他	2,042千円	1,544千円
繰延税金資産小計	1,194,644千円	1,242,758千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	979,078千円	1,022,639千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	215,565千円	220,119千円
評価性引当額小計	1,194,644千円	1,242,758千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	889	3,074	-	205	3,758	4,968
	工具、器具及び備品	3,678	5,528	-	3,753	5,453	57,561
	計	4,567	8,602	-	3,958	9,212	62,530
無形 固定資産	ソフトウェア	1,891	200	-	1,104	986	-
	契約関連無形資産	164,571	-	-	41,142	123,428	-
	その他	72	-	-	-	72	-
	計	166,535	200	-	42,247	124,487	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社ウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.dwti.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
2022年3月29日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月29日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）
2022年5月12日東海財務局長に提出
第25期第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
2022年8月9日東海財務局長に提出
第25期第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
2022年11月10日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2022年3月30日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2023年2月16日東海財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行
2022年6月30日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年3月30日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資 印

<財務諸表監査>
監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ロイヤリティ収入の収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の連結売上高は448,100千円であり、そのほとんどがロイヤリティ収入である。</p> <p>ロイヤリティ収入は、上市後の自社創製品及び導入品について、ライセンスアウト先の企業の売上高の一定比率を受領する収入であり、ライセンスアウト先の企業との契約内容に基づいて、ライセンスアウト先の企業から報告される売上高に一定比率を乗じて算定され、手作業により会計システムに売上高として計上される。「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、会社は、ライセンスアウト先の企業において自社創製品及び導入品が販売された時点で収益を認識している。</p> <p>また、一部のロイヤリティ収入については、ライセンスアウト先の企業の諸経費を売上高から控除してロイヤリティ収入が算定されるが、ライセンスアウト先の企業の諸経費の実績が適時に入手できないことから、過去の実績に基づく売上高に対する諸経費の概算割合を用いて見積諸経費を算定している。</p> <p>ロイヤリティ収入は連結売上高に占める割合が高く、利害関係者が会社の業績を判断する際に重要な影響を及ぼす事項であるため、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ロイヤリティ収入の収益認識が適切に行われていることを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益認識プロセスに係る内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 個々のロイヤリティ収入について、契約書等を閲覧してロイヤリティ収入の算定の基礎となる一定比率を確かめ、これがロイヤリティ収入の算定に適切に用いられているかどうかを検証した。 ・ ライセンスアウト先の企業からの報告を閲覧し、報告された売上高とロイヤリティ収入の算定に用いられた売上高を照合してロイヤリティ収入の正確性を確かめるとともに、ライセンスアウト先の企業の売上時期とロイヤリティ収入の計上時期が整合しているかどうかを検証した。 ・ 個々のロイヤリティ収入の計上額を再計算した。外貨換算がある場合は、適用された換算レートが適切かどうかを検証した。 ・ 入金の実績が確認できるロイヤリティ収入について、入金証憑と照合した。 ・ ロイヤリティ収入に関する売掛金について、期末日を基準とした残高確認を実施し、売掛金残高と顧客からの回答情報との整合性を確かめた。 ・ 一部のロイヤリティ収入の算定に用いられる見積諸経費について、過去の実績に基づく諸経費の概算割合と、ライセンスアウト先の企業から報告された売上高と諸経費の直近の実績に基づく割合を比較することにより、見積諸経費の算定に関する経営者の見積りプロセスの有効性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所が2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ロイヤリティ収入の収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ロイヤリティ収入の収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。